

## 平成30年第2回知内町議会定例会

- ◎ 招集年月日 平成30年6月21日(木)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成30年6月21日(木) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成30年6月21日(木) 午後 4時13分

### ◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	吉 田 峰 一
2番	成 澤 五 郎	7番	花 井 泰 子
3番	笠 松 悦 子	8番	西 山 和 夫
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	木 村 一	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 3番 笠松悦子 4番 松井盛泰

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大 野 幸 孝
副 町 長	網 野 眞
総務企画課長	小田島 伸 二
生活福祉課長	田 中 志津夫
生活福祉課主幹	永 田 吉 雄
税務会計課長	佐 藤 辰 治
産業振興課長	西 野 俊 一
地域創生推進室長兼 ものづくり推進室長	三 原 知 明
建設水道課長	佐 藤 和 人
教 育 長	本 間 茂 裕
学校教育課長	帰 山 亮 一
社会教育課長	松 本 泰 行
知内高等学校事務長	小 嶋 隆
知内高等学校事務主幹	長谷川 将 之
学校給食センター長	(帰 山 亮 一)
代表監査委員	西 内 貞 治

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森 永 茂
議事係長	筒 井 俊 介

## 平成30年第2回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

平成30年6月21日(木) 午前9時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第1		会議録署名議員の指名 4番、松井盛泰君 8番、笠松悦子君
第2	委員会報告 第1号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第3		会期の決定について
第4		議長の諸報告
第5		町長の行政報告
第6		追跡質問
第7		一般質問
第8	議案第1号	知内町職員定数条例の一部を改正する条例について
第9	議案第2号	知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
第10	議案第3号	町道路線の認定について
第11	議案第4号	平成30年度知内町一般会計補正予算(第2号)について
第12	議案第5号	財産の無償貸付について
第13	議案第6号	平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) について
第14	議案第7号	平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
第15	議案第8号	知内町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第16	議案第9号	知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する 条例の一部を改正する条例について
第17	議案第10号	知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について
第18	議案第11号	知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
追加日程 第1	議案第12号	平成30年度知内町一般会計補正予算(第3号)について
第19	報告第1号	平成29年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越 について
第20	意見書案 第1号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出につ いて
第21	意見書案 第2号	非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める 意見書の提出について
第22	意見書案 第3号	「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出に ついて
第23	意見書案 第4号	教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職 員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直し を求める意見書の提出について

日程	議件番号	議 件 名
第24	意見書案 第5号	教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費 国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消な ど教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の提出について
第25	意見書案 第6号	2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
第26	意見書案 第7号	2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
第27	意見書案 第8号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤 職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について
第28	意見書案 第9号	北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出について
第29	意見書案 第10号	ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の提出について
第30	意見書案 第11号	地域材の利用拡大推進を求める意見書の提出について
第31	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

---

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長（伊藤政博）

おはようございます。

平成30年第2回定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は10人です。

定足数に達していますので、平成30年第2回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、笠松悦子君  
及び4番、松井盛泰君を指名します。

---

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る6月15日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、木村一君。

◎ 委 員 長（木村 一）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成30年第2回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

平成30年6月21日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

平成30年第2回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成30年6月21日提出。知内町議会運営委員会委員長、木村一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、6月15日。出席委員、木村、成澤、吉田、西山、谷口。欠席委員、なし。説明員なし。事務局、森永、筒井。2、会期について、今定例会の会期は、6月21日木曜日から22日金曜日までの2日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。4、付議案件について、付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告1件、一般質問4件、議案11件、報告1件、意見書案11件、議長発議1件である。5、議長の諸報告、説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりである。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は只今、議会運営委員会委員長より報告のあったように進めてまいります。

---

● 会期の決定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日22日までの2日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日22日までの2日間と決定しました。

---

● 議長の諸報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成30年第1回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、既に印刷の上、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

---

● 町長の行政報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

おはようございます。今定例会までの町行政の主要な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。

第1点目は、しりうち地域担い手センターについてであります。地域産業を担う人材を町外から受ける研修宿泊施設として供用を開始したところであります。4月4日にオープンセレモニーを開催し、北海道森林管理局長、渡島総合振興局長、町議会議長、議員、産業団体、関係者など、55名の出席をいただいたところであります。入居状況については、現在、札幌市及び横浜市から4名が入居しており、農業法人に就業し、長期研修中であります。また、地方自治体、議会関係者などによる多数の視察を受け入れており、4月から5月までと、6月以降の状況については、記載をさせていただいております。また、担い手確保に関する取組については、テレビ、新聞で、大きく報道されており、北海道新聞の全道版で報道された記事を添付しておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

2点目は、江差福祉会によるFDセンターの落成式、施設見学会についてであります。4月6日に落成式と施設見学会が開催されました。出席者は、町長、副町長、議長、副議長、議員、江差福祉会理事長、江差福祉会職員、関係団体、FDセンター利用者など、約100名が出席をされております。落成式終了後、施設見学会が行われたところであります。なお、北海道新聞で報道された記事を添付しております。

第3点目は、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。5月14日に平成30年第1回臨時会が開催され、同意第1号の副広域連合長の選任については、中宮七飯町長が選任されたところであります。また、同意第2号の同じく副広域連合長の選任については、滝口北斗副市長が選任されたところであります。議案第1号のクリーンおしま基幹的設備改良工事請負契約の締結については、株式会社タクマと随意契約されたところであります。

第4点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。平成30年第1回臨時会が5月18日に開催され、報告第1号の専決処分した事件の報告について、議案第1号

の福島消防署水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について、議案第2号の福島消防署小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について、議案第3号の木古内消防署水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について、議案第4号の平成30年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第1号については、いずれも提案どおり承認、可決されたところであります。

第5点目は、北海道河川環境整備促進等に関する要望活動の実施であります。5月18日に北海道開発局、北海道庁、5月23日に国土交通省北海道局ほかに対する北海道河川環境整備促進協議会の要望活動に参加をさせていただきました。要望内容については、別紙のとおり資料1として添付をさせていただいておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

第6点目は、コープさっぽろの知内町店舗進出についてであります。生活協同組合コープさっぽろが6月8日の理事会において、知内町への出店が正式決定されたところであります。平成29年3月にAコープ知内店が閉店したことで、町民の皆さんが不便な状況が続いておりましたが、スーパーマーケットの空白状態が解消され、買い物の不便が改善されるとともに、地元経済や雇用創出への波及効果にも大いに期待を寄せているところであります。

以上、6点について報告を申し上げます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

---

● 追跡質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、追跡質問を行います。

質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

---

● 一般質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった順序により行います。

順次、発言を許します。

まず、2番、成澤五郎君。

◎ 2 番（成澤五郎）

質問を申し上げます。質問のタイトルでございますが、『「もやせるごみ」指定ごみ袋の小型サイズ導入について』でございます。

質問の趣旨ですが、高齢者のごみ出しのうち特に生ごみについては、水分を含み10k

gを超える重さとなり、多大な高齢者の負担となっています。また、単独世帯の増加に伴い、ごみ袋が満杯になるまで貯め置く傾向となり、悪臭発生の要因ともなっています。

これを解消するため、現在450l種類の「もやせるごみ」指定ごみ袋に加えて、200及び300の小型サイズを導入し、高齢者のごみ出しの負担軽減を図るとともに、貯め置きによる悪臭発生の抑制が期待できます。また、ごみ出し支援を受けている「要支援1・2」の高齢者も負担軽減により自力でのごみ出しが期待され、経費削減、プライバシーの確保も可能となりますが、当町における導入の考え方をお伺いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

これまでも議会での質疑、ご意見を受けて、ごみ袋の種類を増やすことやごみの回収方式の改善・工夫について検討を進めてきたところではありますが、住民の皆さんの財政負担等が伴うことから、ごみの減量化・生ごみの水切りの徹底と持ち運びが可能な容量でのごみ出しについて協力をお願いしてきたところでもあります。

ごみ袋利用の実態としては、今、議員からご指摘がありましたように、450lの袋一杯にごみを詰め込む傾向がいまだに根強く、高齢者の方々をはじめ、ごみステーションまでのごみ出しが負担になっていることについては、承知をさせていただいているところであります。

このような状況の中で、ごみ袋のサイズ及び価格等について、町外の実態を把握するために、アンケート調査を実施をしております。その結果を踏まえて、現在の450サイズに加えて、今、議員からご指摘がいただきましたように、200、又は300サイズ、いずれかのごみ袋の導入及び価格等の設定についても、今、協議、議論を進めている状況にありますことをご理解いただければと思います。

それで、家庭ごみについては、資源ごみ、それから、燃やせるごみなど、分別の徹底を図り、生ごみについてはコンポスト活用や水切り等による減量化によって一層そのことを徹底することによって、資源ごみ、リサイクルを活用することによって、結果、ごみ処理に要する住民負担軽減ができることから、高齢者の方々などにもわかりやすいごみ分別辞典を作成に向けて、今、西部四町、共通なカレンダーを作りたいというふうな思いからですね、その内容も今、整理中であります。袋のサイズ、先ほど言いました、200から300、どの要するに袋を作れば、一番住民の人方が軽減ができるか等について、合わせて今、考えておりますので、その方向ができましたら、同時にそのカレンダー等もですね、分別辞典等も町民の皆様方に配らせていただいて、徹底をしていければというふうに思っていますので、ご理解をいただければというふうに思っています。このごみ量については、今、45031円ということで町民の皆様方に購入をしていただいています。これは条例でありますので、その要するに新しいごみ袋を導入するとなった場合に、条例の改正が必要でありますので、できれば、9月の議会にその辺をお示しさせていただいて、導入については、少しきつと期間が必要なんだろうと思っていますので、年明け1月から新しい形のごみの分別、それから収集を実施していければというふうに思っていますので、ご理解いただければというふうに思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、成澤君。

## ◎ 2 番 (成澤五郎)

大変、前向きな答弁をいただくことができました。これもこれまで議会において同僚議員の高齢者を思う発言、また、住み良い町を作っていこうというこういった思いがこういった形で答弁となったというふうに理解しております、これまでの同僚議員の皆様の努力に敬意を表したいとこう思います。また、只今、このごみの分別辞典の作成の話を意向も伺いました。我々は何かを成すには必ず財源の裏付けが必要と思われがちですが、私、町民の理解と納得を得た上でのこの協力というのは、いかなる財源にも勝るものとする1人です。例えば生ごみの水切り、しっかりとした水切りを町民全体で実施していけば、やはり焼却炉の負荷が軽減され、結果的には町の出費も抑えられるということも一例でございます。私、10年ほど前にこの厄介物のごみと思われたものが、実は資源化に成功した都市の例がありまして、その都市の標語に「混ぜればごみ、分ければ資源」という市民の合い言葉がありました。この結果、市としては、200億円を掛けて焼却炉を建設する予定であったものが、この分別が徹底されたことによって、この200億円の建設費が建設の必要なくなったと。こういった結果的には、地球温暖化防止、それから、市の税の市民への還元、こういったことが同時になされて話題となったことを思い出します。規模こそ違いますけれども、知内町のごみ分別辞典の発刊が地球環境を守る、ごみから貴重な税金を守るという目的意識を町民に理解していただくきっかけ、すなわち、意識改革の元年とすべきと考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

## ◎ 議長 (伊藤政博)

町長。

## ◎ 町長 (大野幸孝)

今、議員から先進的な取組について、ご紹介をしていただきました。まさしくそのことなんだろうというふうに思っています。それで、渡島西部四町で今、広域事務組合をスタートをして、要するに福島町で焼却をしていたんですけども、ダイオキシンの問題があって、今、上磯で焼却しているという今、状況もあります。それで、1つ行政として反省をしなければならぬというのは、住民の皆様方のごみを処理するための財政負担というのは、要するに幾ら負担をしているか、この辺はですね、もう少しやっぱり町民の皆様方に理解をしていただくやっぱり取組をしなければならぬというふうに今、痛感しております。そんなことから、今、辞典を作るということも言わせていただきました。それから、450の部分で200、300ということも今、説明をさせていただきましたけれども、それと同時に皆様方がきちんと分別をすることによって、資源ごみに使われるもの、そういうことを区分けすることによって、あなた方、町民の一人一人の負担が要するに軽減されるんですよということですね、これは徹底したいというふうに思っています。それで、ちょっと参考までにお知らせをさせていただきましたけれども、今、450もえるごみに限ってで言わせていただきますけれども、31円で町民の皆様方に利用していただいています。その袋代の販売というのは、378万5千円なんです。それで、今度そのごみ袋を作る経費としては、200万円掛かるんですよ。1枚当たり14.9円ということになります。それと、そのごみのごみ袋の販売手数料ということで、各町内会に販売をお願いしていると。それが要するに1枚当たりというか、0.05円ということ、18万9千円、その販売店にお支払をしているということです。それから、今、各町内に塵芥収集ということで、知内清掃をお願いしております。それは要するにもえるごみに限って2



千万円ほどの委託料を予算見ていただければわかるんですけれども、もえるごみに限っては、1, 192万円という今、試算をしております。そして、渡島廃棄物広域連合の負担金であります。これは今、6, 814万3千円を知内町から負担金として納入をしている額であります。ですから、総体にごみの処理費で今の要するにごみの処理費全体で要するに委託業者、それから、広域連合にお支払をしている、それから、要するに袋を作る経費等を含めて、今、8, 153万5千円という高額な負担金を今、要するに町民の皆様方の税を使わせていただいて、そういう対応をしているということでもあります。この辺の今、うち3月末現在で2, 018世帯です。それで、単純に割り返すと、1世帯当たり33, 800円が要するに負担をしているということが、果たして町民の皆様方がすべてご理解をいただけるかと、それをですね、もっと徹底をしたいと。徹底することによって、資源ごみとして使えるもの、それから、水切りをすることによって、重量を抑えられることによって、要するに負担金が軽減になるんですよと、その軽減なることによって、自分の負担額が、要するに負担が減っていくんですよということをですね、これをもっと徹底をしていきたいというふうに思っています。ですから、8, 100万円からごみの販売収入を要するに差し引いた7, 700万円、先ほど言いました、を差し引くと、これも38, 500円という1世帯当たりの負担がこんな大きい負担をしているというのは、町民の皆様方が、果たして全員ご理解をいただけるかという、これは行政がもう少し徹底をしなければならないという1つの理由として、これだけの皆様方が負担をしているんですよと、その負担額を徹底することによって、負担金を抑えられるんですよという、その1つの仕組みをですね、是非、町民の皆様方に徹底をさせていただいて、今、町の方の考え方としては、新年度からきちんとした分別、それから、ごみの要するに燃やせるごみ、それから、資源ごみに回るもの、それから、水切りをきちんとする、この辺をですね、きちんと辞典を町民の皆様方に理解をさせていただいて、新年度からそんなスタートをしていければというふうに思っていますので、今、ご指摘をいただいたことをですね、参考にさせていただいて、是非、町民の皆様方のご理解をいただけるような対応を取っていきたいというふうに思っています。ただですね、これは町民の皆様方の感情としては、45031円だから、200、300になったら、きっと半額で購入できるのかなというきつと思いが持っている方がいるんだろうと思っています。でも、今、うちの方では、450の袋を作る要するにお支払いする制作費というか、変わらないんですよ、450も200も300も作る経費というのは同じなんです。そうすると、そこを半分に要するにするという形になったら、また、要するに町民の皆様方の負担を果たして求めているのかという議論もありますので、その辺も含めて、今、少し期間を置きながら、9月まで各町村の状況というのは、今、手元にあります。知内町、今、31円でやっていますけれども、ちなみにちょっと参考までに、松前町は72円です。それから、福島町が50円です。それから、木古内町が47円です。450。それから、450を作っていない300のごみ袋を有している森町が70円です。それから、八雲町も70円です。長万部町は、200と400ですべて60円という、そんな単価になっています。ですから、いろいろと議論をいただくときに31円の負担というのは、ほかの自治体から見ると、低い設定なんですよということも言わせていただいていますので、その辺も総体的に今、31円の見直しというのは如何なのかというふうには思っていますけれども、その辺も含めて、内部で議論し、それから、近隣の要するに町の状況をきちんと判断をしながら、議会に9月定例会に提案をできればなど

いうふうに考えていますので、前向きに検討したいというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、成澤君。

◎ 5 番（成澤五郎）

今の詳しい、ごみ1枚幾らといった議論は、ほとんどなされてこなかったのではないかと、今、45で作っている制作費と仮に30、200の袋の制作費、そんなに変わらないと、こういうことですので、その辺のことも町民に周知していけば、ある程度、理解もできるのではないかと思います。1つ例をあげると、今、木古内が470円、10枚で。1枚47円でしょうか、200で31円、こういった40の袋に比べて20は半額以下になっている、こういったことも参考に入れていただいて、是非、検討をお願いしたいと思えます。やはりこれを進めていくと、町民と町がしっかりとこの減量削減に取り組んでいくと、これだけの成果が上がるんだよということもこれからやっていく上でですね、是非とも広報の方でお願いしたいと思えますが、ご意見。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、値段設定についてもご指摘をいただきました。これも慎重に対応をしていきたいというふうに思っていますし、先ほどちょっと付け加えさせていただきたいんですけども、450の部分についてはですね、生ごみを入れてしまうと、重さが出てきます。ですから、今、20、30を今、作ろうとしていますけれども、そこには生ごみを入れていただいて、そして、そんなに重量、負荷を掛けないように出してもらおう。450については、紙類で、重量が掛からないものを満杯に詰めたとしても、それはそんなに負担がならないんだろうというふうに思っています。ですから、今、新しい要するに袋を作る場合については、その450との使い分け、これによっても随分、住民負担の軽減が図られるというふうに思っています。ですから、200、300であれば、そんなに重量が重くありませんから、きちんとステーションまで運び込めるということで、悪臭も防げると。450のものについては、悪臭をしない紙類を衣類をそこに入れるということであれば、その辺は少し溜めておいてもうまく使っていけるのかなということも今、想定していますので、その辺もきちんと町民の皆様方に理解をしていただくように努力してまいりたいというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に7番、花井泰子君。

◎ 7 番（花井泰子）

それでは、3点について、質問をさせていただきます。

質問の第1は、『町内における交通弱者等に対する施策について』であります。

当町においては、町民の高齢化が進む中、今後、5年から10年の間に、住民の運転免許返納の増加が推察されます。将来の知内が「元気な町」であるためには、独居世帯などを含む高齢者が気兼ねなく、町内の様々な行事等に参加し、交流を深めることが可能となる交通環境を確保することが必要と考えます。

これまで当町においては、交通弱者対策を含め、生活利便性の向上を図るためデマンド

バスの実証運行試験を進めてきたところではありますが、将来的に町中心部に食料品スーパーが建設されるとの見通しがある中、今後、町内全域を対象としたデマンドバスの運行について検討が進んでいくものと思われます。

そこで、もう少し広い観点から、町内循環バスについて、導入する考えがないか、町長の所見をお伺い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

先日、北海道新聞、それから、函館新聞でも報道され、今定例会で先ほど行政報告をさせていただいたとおり、6月8日に開催されたコープさっぽろの理事会で、町からの一定の支援を条件に、本町への店舗進出が正式決定されたということであります。

今後、来年春の店舗開設に向けて建設工事が進められる予定となっているところであります。このため、今年秋から本格運行を予定しておりました地域公共交通、デマンドバスについては、来年春のスーパー開業に伴い、その在り方が大きく変わるため、この開業に合わせて本格運行を開始すべきとの考えに至ったところであります。

来年春の本格運行に当たっては、ご質問のとおり町内全域を対象とした運行計画の策定を既に指示をしております。今後、交通空白地帯や昨年度実施した定時定路線型の運行結果も踏まえて、地域公共交通会議において函館バス、それから、運輸支局などの関係機関と議論を重ね、住民の生活利便性確保に向けた地域公共交通を構築していく考えでありますので、ご理解をいただければというふうに思います。ただ、実証試験で小谷石、湯ノ里地区からの実証をしております。それを町内全体でそれを運行するとした場合に、どんな今、課題が出てくるのか、もう既に担当に指示しておりますので、その辺の結果を踏まえ、さらには先ほども申し上げました、今、地域公共交通会議という今、組織もありますので、その中で議論を深めていければなというふうに思います。そのことから、議員がご指摘をいただいた、まず、町民の足を確保すること、それから、高齢者の運転免許の返納にもこの全体で運行できれば、つながっていけるのかなと、そういうことで高齢者の悲惨な交通事故も要するに防止できていくのかなという考え方も持っていますので、これは今、ご指摘をいただきましたけれども、既にそのコープさっぽろの決定を受けて、町として前向きに検討しているということでご理解いただければというふうに思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

今、ご答弁をいただきましたけれども、私が質問通告を出したあとに、コープさんの出店が正式に決まったということでもあります。それは良かったなというふうに思っています。それで、来春のスーパーの開店に合わせて、本格運行をもう検討を始めて、させているというふうなことであります。私たち議会でも昨年、デマンドバスについては、先進地、栗山町を視察してまいりました。知内と栗山というのは、面積は同じくらいですけども、栗山町は人口が3倍くらい多いところで、知内とは単純に比較はできないんですけども、勉強はさせていただいたというふうに思っています。さて、今回、町内全域を視野に入れるということでもありますので、その策定の中身、今、どこら辺まで進んでいるか、ちょっと私わからないのですが、今、小中学生のバスも町内走らせていますよね。それから、デ

マンドバスは、デマンドというのは、要求という意味でしょうか、お願いして回っていただくということで、何か所かの停留所は決まっていますけれども、十分ではないと、これからいろいろと検討されるというふうには思いますけれども私としては、なぜ、循環バスというふうに申し上げたかと言いますと、先立て、これは議会でも話をさせていただきましたけれども、温泉の無料バス、あれに乗りたいけれども、うちの前から停留所まで行くのに、相当時間が掛かると、冬だと寒くて待ってられないと、そういうことで、もっと小まめに温泉バスも回らせていただきたいというふうな、そういう声もあった中で、本当に私としてはデマンドバスを何台か走らせて、町内をぐるぐると回って、誰でも本当にワンコインといったら失礼ですけれども、無料というわけにはいかないというふうに思います。安い料金で、本当に町民の足になるような、そういう循環バスにしていきたいなというふうな思いで質問させていただいたのですが、今、町長はどこら辺のことまで考えているか、お知らせいただきたい。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今定例会で、こういう形で、今、実施しますよということは、ちょっと先に延ばさせていただきますと、検討しています。今、議員がご指摘されたように、デマンドで、要するに玄関から玄関まで、それと要するに循環ですよ、要するに停留所を設けて、決まった時間に要するに町内をぐるぐる回る。これは松前町でコミュニティバスということで、100円の負担でずっと町内を回っているという実績もあります。ですから、今、どちらが知内町民の皆様方が希望するのか、それから、要するにバスをそういうふうに回数を増やすということになると、バスの台数も増やさなければならない。そうすると、どんな形で今、負担が伴ってくるのか、その負担を要するに町民の皆様方に転嫁できるのかどうかということもありますよね。せっかく回すのであれば、本当に負担が要するに少ない形で利用できればというのが最高、ベストなんだろうというふうに思っていますので、その辺もいろいろと手法はあります。ですから、一番、町民の皆様方に喜ばれる、ただ、それがすべて行政の負担としていいのかどうか、住民負担をいただくとした場合に、どこまで負担をしていただけるのか、その辺も少し時間を掛けて議論を進めていきたいというふうに思っていますので、これも一応、コープの開店と同時にということを行っていますので、少し時間がありますので、その辺も含めながら、議員の皆様方とも議論を深めさせていただいて、町民の皆様方、利用する町民の皆様方の立場になって行政がどんな形で対策を練っていけるか、そんな形も今、考えておりますので、少し時間をいただければというふうに思います。ご指摘いただいたことについては、十分、参考にしながら。それと、先般の議会でしたか、要するに通学路、子どもたちがうちから要するに学校に通うのに、やっぱりすぐ近場の子どもたちというのは歩いているんですけども、ちょっと離れた子どもさんたちというのは、なかなか今、苦勞をしているんだというご指摘もいただいて、その中で何とか対応もということもご指摘いただいていますので、総合的に今、どうあるべきか、高齢化時代を迎えるのにどうするか、それから、そういう子どもさんたちの通学をどういうふうにごカバーできるか、その辺を総合的に判断をさせていただければというふうに思っていますので、ご理解いただければというふうに思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

まさしく今、町長がおっしゃったように、私も子どもたちも含めた高齢者、それから、車を持っていない住民と幅広い町民が利用できるような、そういうバスにさせていただきたいというふうに私も思っています。別に大きなバスでなくて、私はいいと思うんですね。今、実証試験を行ったデマンドバスは10人乗りでしょうか、あのくらいの例えば子どもたちは、朝早いですから、町民と一緒にバッティングするということは、ちょっと中にはあるかも知れませんが、そんなに同じ時間帯にぶつかるというふうなことも考えられませんので、できたら、本当に10人からそのくらいの人数での回れるような小まめに回れるような、少し数を増やしたような、そういうバスを何とか手に入らないかなというふうな私は思いで実はいました。というのは、それによって、大きな子どもたちが乗っている教育に使っているバスは大きいバスですよ、でも、それをなくするということは今すぐということではできないんですけれども、追い追い、そういうものも含めて、小回りのきく、そういったバスを何台か走らせて町民の足を確保すると、そういうふうな方向に私は持って行っていただきたいなというふうに思っています。先立てもほかの議員からのさっき町長がおっしゃったような、ちょっと歩かなければならない子どもたちが学校に行くのに、そういう子どもたちを乗せられないのかというような意見もありましたので、私も本当にそうだなというふうに思っていました。ですから、私が循環バスというふうに申し上げたのは、そういった意味で、子どもから高齢者まで、みんながうまく回せるようなそういう循環バスというふうな思いで質問させていただきました。ちょっと気になったのは、今、町長から地域の公共交通会議とそれから、函館バスや運輸支局などというところの関係機関と議論をするというふうにおっしゃったのですが、そういうところともやはり議論をしなければ、地域の交通会議というのは、どういう会社が入っているのかちょっと私もわからないのですが、知内町だけでは解決できないというふうに捉えなければならないのかということをお聞きしたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、スクールバス、大型バスと中型バス、これ大型バスをずっと2台持っていたんですけれども、児童の要するに減少に伴って、中型バスにしています。このバスについては、スクールバスについては、過疎債で対応できます。ですから、実質購入費の3割負担で購入できるということです。それから、福祉バスもこれ今、2台持っているんです。1台はもう町民の皆様方が自由に使っていただく、それと、もう1つ、別な形でということで、福祉バス、2台持っているという自治体というのではないのかもしれないですけども、これはいろいろと対策を練っていて、これも過疎債対応です。それと、もう1つ、小さいバス、これはスクールバス、同じであります。これは小谷石から涌元小学校に通う子どもたちを乗せているバスがあります。それで、今、ご指摘をいただいたバスを町内を運行させるというのは、町単独ではできないんです。今のそういうデマンドというものは、運輸局の許可が必要です。ですから、この協議会に先ほど言ったのは、協議会にそういう組織が入っていただいていますので、町が今、こういう計画を今、進めるということは、運輸局の許可をいただけるかどうか、これも1つありますので、それでご理解いただければとい

うふうに思います。それから、函館バスをここに入れているというのは、今、小谷石まで函館バスさんが運行していますよね。町が今、そういうバスを運行するとしたら、今でも利用者が少ないのに、函バスさんがそしたら継続してそれが維持できるかという1つの大きな課題もあります。そんなことから、協議会の中に入れていただいているということでご理解をいただければというふうに思います。ですから、基本的には、町の考え方で提案をして、それが要するに法的にどうか、運輸局の許可をいただければ、運行はできるということでもありますけれども、1つハードルがそこにあるということでご理解をしていただきたいと思います。それから、1つ、今の介護、社会福祉協議会で車持っていますよね。あれも要するに運輸局の許可ですから、許可をきちんと出して、要するに運行するということが大前提になりますものですから、その辺、ご理解をいただければというふうに思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

そこのところはよくわかりました。町だけでは運輸局の許可はもちろんそうなんですけれども、函館バスですか、そういうことがやはり議論の中に入って、最後には町の願いがどれだけ強い思いでやるかということで、その願いが叶うのかなというふうにちょっと思っています。小谷石からの函バスのことは、私も少し今、お話を聞いて初めて、そうです、心配をしていますけれども、これからのやっぱり町政の在り方としては、やっぱり町民の福祉、やはりそこをやっぱり第一に考えていただいて、そして、あらゆる方法、うちの町長は、そういう面では、いろいろなところに発信をして、そういう情報を掴むということには大変、得意な町長だというふうに私も感じていますので、是非、町民のために本当に安心、安全なそういうバスを走らせるということで、強い意志を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。それで、さっき申しました、そうすると、町内を細かく入ることも視野に入れているというふうに思いますので、是非、町民の皆さんが本当に今、期待をしています。ですから、例えば、1週間に1回の温泉無料バスというのもあります。でも、これは1週間に1回は無料なんですけれども、それも循環バスの周り方によっては、1週間に1回でなくて、何回も温泉に行けるかなというようなこともありますし、それが町民の特に高齢者の健康に資するということでもありますので、是非、そういった面でこれから4月の来年のコープの開業に向けて、様々なことを駆使をして、そして、町民が本当に安心して生活できる、そういう足の確保をお願いしたいというふうに思って、この1点目の質問は終わらせていただきます。

質問の第2であります。質問の2つ目は、『「新幹線展望塔」をはじめとする「道の駅」の利用状況について』であります。

「新幹線展望塔」及び「道の駅」全体における、これまでの利用者の動向についてお伺いします。あわせて、これまでの成果と課題についてもお伺いします。

また、今後の「道の駅」全体についての計画や方向性について、町長のお考えをお伺いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

道の駅の活性化ということは、これも機会あるごとに議員の皆様方からご指摘をいただいているところであります。それで、「道の駅しりうち」、平成9年の4月に開業以来、休憩・情報交流・地域連携の機能を持った、にぎわいの場として、住民や観光客に利用されてきている状況があります。

知内町物産館の来訪者数については、10年前の平成20年度は年間6万人で、その後増加を続けて、平成25年度の年間10万5千人をピークにして、ここ数年は9万人程度で推移をしている今、状況にあります。

また、平成28年の3月に北海道新幹線の開業に合わせて、同物産館の隣接地に「新幹線展望塔」を同年11月に整備し、昨年、平成29年度には年間1万8千人の来訪者を迎えることができ、先月、来客カウンター、これは自動集計できる機器でありますけれども、設置をさせていただいたところであり、本年度のゴールデンウィークの影響というか、ゴールデンウィーク期間、1か月で約5千人の方々に訪れていただいているという今、結果になっております。

同じく先月末には、物産館前に、「にららちゃん」と「かき太郎」をあしらった写真撮影用のパネルを設置しておりますし、道南近郊の道の駅との広域連携に関しても、取り組んでいるところであります。

これまでの成果としては、函館市と松前町を結ぶ幹線道路である国道228号線沿いに位置して、本当に利用しやすい場所に設置しておりますので、通行車両も多いこと、さらには観光客が立ち寄る施設として来訪者数が伸びている現実もあります。しかし、近年の道の駅ブームで見られるような飲食やテイクアウト商品の提供がないことなど、滞在時間がすこぶる短い、施設内での消費が少ないという大きな課題もあることも現実であります。

このような状況の中で、今年度、道の駅内の「農村活性化センター」の改修によって、営業を予定しております江差福祉会による「あすなるパンの製造施設」内でのパンをはじめとするお惣菜などの提供を行うことになっておりまして、さらには知内町の特産品の付加価値化や消費拡大とともに、雇用の創出、それから、交流人口の増大などを図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

また、物産館の2階を活用して、既に北島三郎氏の等身大のフィギュアを設置しておりますし、今後、青函トンネルや鉄道に関する写真パネル展を企画するほか、新幹線展望塔には、今年度、イルミネーションを装飾する計画も今、ありますので、更なる誘客を図りたいと考えておりますので、重ねてご理解をいただければというふうに思います。以上であります。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

7番、花井君。

#### ◎ 7番（花井泰子）

今、町長が、道の駅が開業して20年ですよ、休憩・情報交流・地域連携の機能を持った、にぎわいの場として住民や観光客に利用されていますというふうにおっしゃいましたけれども、果たして、そうでしょうか。私は休憩・情報交流・地域交流の機能を持ったにぎわいの場とは、とてもとても。しょっちゅう私はあそこを湯ノ里ですから、行かせていただいておりますけれども、にぎわいの場という言葉が本当に当てはまるのかというふうな今、そういうふうにおっしゃいましたけれども、そういう気持ちであります。ですから、働いている方は一生懸命、中でやっております。本当ににぎわいの場になればいい

かなというふうに思って、私も2階上ってみました。ごく最近ですが。さっき、町長が答弁された、北島三郎さんのフィギュア置いてありました。あれを置いてあって、じゃあ、あれの台座があって、背景があったので、あれを作るのにどのくらいのお金が町で出したのかなんていうふうな思いも見てまいりましたけれども、あそこ、本当にできたらテーブル、イスがきちんと整備されていますから、にぎわいの場にあそこがなれば、本当はいんですけれども、いつ行っても余り人は入っていません。はっきり言って。ですから、当初、あそこは駅だったところですよ、本当の駅ね。ところが、なくなりまして、そういった面で、駅を利用するというのも私も何回か利用しましたがけれども、朝早い、夕方と、余り昼間のいい時間は、あそこ知内駅には停車しません。ですから、そういった意味では、本当ににぎわいの場という感じではなくて、ずっときたのではないかというふうに思います。今、さっき、町長がそのにぎわいの場とおっしゃったんですけれども、本当にそう思っているのかどうか、まず、聞きたいというふうに思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

私が今、答弁させていただいたのは、そういうスペースで、にぎわいの場として利用をさせていただきたいということで、要するに設備をしたということであります。したから今、議員が言われるように、新幹線開業と同時に大きく様変わり致しました。要するに湯ノ里、知内から要するにJRに利用する人が100%駅がなくなったことによって、新幹線が開業したことによって、津軽海峡線がもうなくなりましたものですから、そんな状況でありますので、当初、平成9年に設置した状況から、様変わりはしてきております。ですから、今もにぎわいがあるということは申し上げておりません。ただ、今、言うように、課題として、いろいろ課題が今、出てきているということを申し上げたところであります。その課題を如何に解決していかなければ、本当ににぎわいの場として保っていけないんだろうという思いから答弁をさせていただいているということでご理解をいただければというふうに思います。その1つのきっかけが、今、物産館の改修をしました。トイレも改修をさせていただきました。そして、2階スペースに今、そういう北島御大のフィギュアを設置をさせていただきました。これはですね、北島音楽事務所とか、北島先生の計らいによって、3体、私は1体何とかという話をしたんですけれども、3体を送っていただきました。それで、2体は今、ロビーに、そして、1体をどうするかという考えたときに、物産館に配置をすればということ考えておりますので、その要するに経費については、持っていた、いただいたものをそこに設置するだけの経費でありますから、そんなに事業費を掛けていないということで、まず、その辺もご理解していただきたいというふうに思っています。それで、課題はたくさんあります。課題はあります。議員の皆様方からも指摘されて、要するに今、花井議員からも何回か物産館の活用についてということもご指摘をいただいていますし、それから、今、湯ノ里にお住まいでありますから、機会を要するに行く機会が多いんだろうというふうに思っていますので、私もこのままの状態です。手をこまねいているという考え方はありません。何とかあそこの、ですから、2階の厨房を残しているというのは、そういうことなんです。厨房を残しているというのは、将来的にそこで何とか軽食を提供できればということも想定しながら、あそこを改修するときに残したというのは、そういう考え方もあります。ただ、どこがそれを担っていただける



かということもあります。ですから、今、幸いにしてというか、江差福祉会が活性化センターであるパンの製造、販売、お総菜を要するに提供していただけるという、今、1つの方向性が見いだしていただきましたので、そこの連携で、物産館の要するに有効活用というか、もう少し要するに魅力ある物産館の運営というのが、果たしてできないのかどうかも含めてですね、これから検討をしていきたいというふうに思っていますので、ご指摘をいただいたとおりであります。今のままでそのまま投げておくという考え方もありません。今のあすなろパンの要するに開設を1つの契機として、更に今、多くの人方に足を運んでいただける環境をどういう形で整えていけるかについて、これ今、スリーエス、うちの今、委託をとというか、管理指定をさせていただいておりますので、その辺も含めながら、更に販売収益が上がるような対策を練っていければというふうに考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

中に入ってみますとね、物産館、道の駅はとってもきれいにしています。この頃はね。ただ、前も言ったんですけども、なかなか品物が少ないというのは、みんなが思っている、私ばかりでなくて、町の理事者の方、それから、副町長さんはスリーエスさんの社長でありますから、そこは強く感じていらっしゃるのではないかというふうに思っています。それで、例えばですね、今、物産館のところでは、年間9万人程度が入っていると言っているのです、そんなに入っているのかなと、私が毎日見ているわけではないものですから、そんなふうに言ったら叱られるかもしれませんが、年間9万人程度利用されているということなんです。それをカウントするのは、ちょっとどうやってカウントしたのかということとはちょっとおかしな質問になりますから言いませんけれども、9万人だとすると、例えば直近、平成29年度でいえば、どのくらいの売上げがあるのかなと、もし、手持ちがなければ、よろしいです。あとで伺いますけれども、9万人といえば、相当の数かなというふうに思うのですが、私が行っているときは、なかなかそういう方たちにめぐり合わないというのも1つあるんですけども、これ時間的にというか、時期的に言えば、トマトとかができる時期とかの方がたくさんお買物に来てくれるのかなというふうなこともあります。あと、道の駅で働いている人からは、地元の方、例えば知内の町からね、湯ノ里までお買物にはなかなか来てもらえないですよというふうな、そういう話でした。それはそうですね。普通は近くで買物をします。特別何か特別なものがあれば、わざわざ行きますけれども、そうでなければなかなか知内から湯ノ里の方までは町民の皆様はなかなか出向かないと、そういうことで国道ですから、松前、それから、国道の通っている方たちがほとんどが寄ると。それから、この頃、病院の車が止まっているのかどうかちょっとわからないのですが、病院の車が休憩、トイレ休憩を取っていて、そこでお買物をする、予約をして、帰り寄るから頼んだよと買って、そういう方たちがほとんどではないだろうかというふうに思っています。そうすると、9万人というのは、なるほどなと、もっと魅力あるようなものが発見できれば、もっともっと多くなるのかなというふうに思っています。残念ながら、ちょっとこれからお話したいと思う、展望塔なんですよ。展望塔がもっと、展望塔がもっとというか、展望塔の問題をちょっとお話させて、続きしたいと思うのですが、冬は雪がすごく入り込みます。ですから、そこで働いている方が一生懸命除雪をされ

ているかなというふうに思うのですが、それでも間に合わないということもあって、雨だと流れて、それでも雨降って流れているときは、ちょっと歩くのにどうかなというふうな思いもありますけれども、事故につながると思ったら雪ですよ。危ないなというふうなところもあります。ですから、本当に1億数千万円を掛けた展望塔、本当にそれだけのお金が私は掛かったのかなというふうな思いでもあります。というのは、雪が吹き込む、それから、エレベーターを降りて、その上の階段を上るところの最初の一步のところ、段差が低いんですけども、あれつまずきます。危ないです。直っていない、まだ。それから、これはたまたま行った、6月4日か、5日、私が行ったときに、そこに来られた来訪者の方、6月3日付けで文章書いていました。私も危ないなと思っていたのですが、階段下から上がっていく両サイド、子どもだと危ないです。幅、きちんと細かく落ちないようにはなっていません。だから、両サイド、階段を上って行って、万が一ということがあってもとれないというような、そういう作りになっています。ですから、最初の展望塔ができたときに、ほかの議員からもいろいろと指摘があったと思うんですね。そのところ危ないので、網を付けた方がいいのではないのかと、さっき、私が申し上げたエレベーターを降りたときに、第一歩の段差が少ないというの、高いとね、割とあつと思うんですけども、つまずき危ないです。そういうことも含めた、本当にそういうことも随分雑だなと、正直思いました。何回行ってみても。だから、果たしてこれが1億数千万円の建物だったのかなというふうな思いで私はいつも毎回見させてもらっているのですが、今、改めて、町長はそういう私の問いかけにどういうふうにお思いになっていますか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

まず、最初にご指摘いただきました、通年9万人の利用者があると、どういうカウントをしているのか、これはレジカウントであります。レジを要するに今までカウンター付けておりませんでしたので、物産館に来て、レジを打った人の数で集計しているということで、まず、ご理解ください。それと、物産館全体の収支については、9月の定例会で、スリーエスさんの業務報告、毎回、決算と合わせて報告をさせていただいておりますので、その時点で、先般もう株主総会終わっていますから公表できる数字もうありますので、これは後で、もし、今、手持ちには持っていません。後で副町長の方から聞いていただければ、その数字というのは確認できるのかなというふうに思います。それと、今、ご指摘の新幹線展望塔の関係で、いろいろと課題があるよということのご指摘であります。雪の対策、それから、今、1階の段差の解消がされていないということもご指摘ありました。ただですね、うちの方も今、建設をして、物産館とのつながり、これいろいろと課題がありまして、手を掛けたことも事実であります。今、ご指摘をいただきましたので、再度、その辺は担当と一緒に現地を見させていただいて、今、ご指摘いただいたものがどんな形で今、利用者の方々にそんな不便を来すのか、それから、安全性が確保できていないということもご指摘をさせていただいておりますので、これはすぐに現地を確認させていただいて、対応をしていきたいというふうに思っています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

それとですね、にららちゃんとかき太郎ちゃんのパネルも置いてありました。もう少し写真をその後ろに立って、例えば子どもが写真を写すような形になるのでしょうか。どういう使い方をするのかわかりませんが、本当にもう少し、もうちょっと物産館の一番左側に置いてありますけれども、もう少し前の方に持ってくるなり、何なりするなり、もう少しその場所も考えた方がいいのではないかなと私は思っているのですが、使い方、パネル、かき太郎とにららちゃんのあれは、目的はそのものをアピールするという目的か、それとも写真を一緒に写すというふうな目的か、何の目的であれば置かれたのかなとちょっと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。このパネルにつきましては、各道の駅、あと観光施設、函館ですと、五稜郭タワーだとか、いろいろな場所に設置して、連携でこれはやろうということで、まず、1点。これは目的は写真を撮るような形で設置している。場所については、ご指摘ある部分があり、あるのであれば、それは検討しますけれども、目的はそういう目的です。それで、連携を図るのに、こういう写真を撮ってですね、それを応募をすると、また、それで何か景品が当たるだとか、そういう企画もやっておりまして、広域連携の中でそれを各所に置いてですね、設置するというところで、今年度設置したものになります。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

例えば木古内のキーコ、あれは行くたびに誰かが一緒に写真を撮って、すごくインパクトありますよね。あれくらいの大きさだと、とてもインパクトがあるかなというふうに私は思うのですが、残念ながら、うちのにららちゃんとかき太郎の場合は、ちょっと中途半端ではないかなというふうに見てきて、あれを写真を一緒に撮るとすると、大人よりも子どもが対象かなというふうな思いでもちょっと私も見ていたんですけども、出来あがったものだから、仕方がないといえばそうなのですが、そういうこともちょっと指摘をしておきたいというふうに思います。

それからですね、今、展望塔に5月から自動で何人入ったかというふうなことが、そういうものが設置されたということでもあります。それで、1か月で5千人が、ゴールデンウィーク中だから5千人もあつたなというふうなことなのですが、それはそれなりによかったかなというふうに思うのですが、さっきも言いました6月3日の訪問者が書いた感想文のノートが置いてあるんですが、もう少し工夫されてはどうでしょうか。とても粗末などうか、いうふうに思います。ですから、そこも是非、もう少し工夫をされて、町長、ご覧になったかどうかわかりませんが、していただきたいなというふうに思っています。細かいことで申し訳ないのですが、少しでも展望塔をやっぱり利用していただきたい、それから、道の駅も一緒に利用していただきたいという、そういう思いから、少し意見を言わせていただきました。本当に今、さっき町長がご答弁されたように、今、考えて今、やっていると、両サイドのこともどうするか今、考えている最中だということでもありますので、あれは本当に少し乱暴などうか、親が駄目だよと言ったときに、うんと言うことを聞くような子どもでない子どもがパンと行きそうな気がします。事が起きてからでは絶対に間

に合いませんので、それは網を張るか、何をするかどうかわかりませんが、落ちないようには必ずしていただきたいのと、それから、さっき言ったつまずき段差、あそこは、隣の降りるところは、赤いペンキをきちんと塗っているんですね。なぜ、そこだけやらないのかと、すぐやらないのか、すぐできるんですね。そのつまずきところ。だから、そういうのも早くしていただきたいというふうに思っています。できてしまったもの、できてしまったものという言い方は、大変失礼ですけれども、展望塔、何とか来訪者の方、一人でも多く来ていただいて、そして、物産館、道の駅も利用していただくと。これから計画に乗っている、農村活性化センターのところのパン工場のこともあります。それは期待をしたいなというふうに思っています。それも含めて、本当に、いや、知内っていいなと、こういうところがあるんだなというふうなことで、町外にアピールしていけたらいいなというふうな思いでいます。それにはまず、安心な、安全なそういう展望塔であったり、そういうものであった方がいいなというふうな、間違いないことですから、是非、そういう面でもよろしくお願ひしたいというふうに思って、この質問は終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

ここで、暫時休憩致します。

再開は、11時25分とします。

（ 休憩 午前11時13分 ）

（ 再開 午前11時25分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

それでは、7番、花井議員の一般質問の続きをお願いします。

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

それでは、3点目の質問を行います。

『町職員の休日と研修について』であります。

当町が元気かつ活力ある町となるためには、町職員の健康の確保及び職員としての資質・能力の向上が求められるところであります。

昨年の町制施行50周年記念式典をはじめ色々な行事が、土曜・日曜などに開催されており、休日勤務となる職員の負担は、少なくないものと思われませんが、職員の休日を確保するための対策についてお伺いします。

また、職員の資質・能力向上のために、各種の研修を受ける機会がどのように確保されているかお伺いします。

特に初任者研修を含めた新採用職員育成のための研修計画等についてお伺いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、ご指摘いただきました休日勤務となる職員の対応、それから、職員の資質・能力向上のための研修、それから、特に新規採用者の職員の研修計画についてということですので、所管しています小田島課長の方から、今の取組状況を説明をさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

私から現状について、ご説明を申し上げます。

まず、休日についてでございます。町では今、ご質問いただいたとおり、周年記念行事の他、各種のイベント、式典行事等の事務・事業で、現実に休日の勤務は発生してございます。その勤務の状況に応じまして、時間外勤務手当の支給ですとか、週休日の振替、代休を取得させることによりまして、休日の確保に努めているところでございます。

更に職員研修につきましては、渡島町村会が主管する町村職員研修、これは函館市ほかで開催をしてございます。採用6か月未満の新規採用職員を対象とした基礎研修、更に採用2年目の職員を対象とした初級職員研修、更に採用4年から5年の中級職員研修、法務研修の基礎コース、法務実務入門研修などが開催されてございまして、これに対して町が計画的に職員の受講を進めているところでございます。

更に北海道が主管する北海道市町村職員研修センター、これは札幌市なのですけれども、研修もございまして、今年は税務事務と防災対策ということで、2名、既に受講済みでございます。更に公益財団法人全国市町村研修財団、これは市町村アカデミーと呼ばれてございます。それが主管する市町村職員中央研修にも毎年参加させてございます。千葉県幕張市にあります。2日から11日の研修ということでございまして、道内では179団体中80の団体が参加をしてございます。知内町は毎年、研修を受講させておりまして、これまで延べ33名が受講しているところでございます。本年度の研修課程と致しましては、特別職を対象とした課程のほかに法務ですとか、人事、人材育成、企画、税、財政、地域づくり、環境や福祉など、全部で69の研修プログラムが準備されているところでございます。

更に北海道市町村振興協会が主催する外国派遣研修ですとか、函館市が開催してございます、各種の職員研修に対する参加にも努めているところでございます。このようないろいろな研修機会を活用致しまして、積極的に研修を受講させてございます。本年度は合計25名の受講を計画しているところでございます。

さらに、新規採用職員の研修に際しましては、既に4月10日に公務員としての基本的な心構え、地方自治法、地方公務員法の基礎、町財政の基本的な仕組み、接遇、福利厚生制度などにつきまして副町長、私、それと担当係長から庁内研修を実施してございます。

更に7月11日から13日には、渡島管内の新規採用職員すべてを対象に森町で開催されます、新規採用職員基礎研修に本年度の新規採用職員5名全員を参加させることとしてございます。

今後も活力あるまちづくりに向けまして、職員の資質・能力向上に向けた研修機会の確保・充実に努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、花井泰子君。

◎ 7番（花井泰子）

昨年は町制施行50周年ということもあったということだと思っておりますが、さらには50周年ということに冠を付けた例年の行事もそういうことであつたなというふうに思っています。町民の何人かから、やはり随分行事が多くて、去年の話です。行事が多くて、職員の方、休めているんだろうかというふうな、私のところに2人ばかりから、そういう声

がありましたので、私も行事には毎回参加をさせていただいた身分でもありますので、職員の皆さんのそういった仕事ぶりはよく見ておりましたので、そうだなというふうな思いでおりました。それで、大きな自治体ですと、仕事の分担はそれなりに分担できるのですが、当町のような小さな町といいますか、そういうところは、それほど分担もできないので、毎回、担当の係の方が参加しなければならないというふうな、そういうこともあろうかなというふうに思っています。ですから、今、ご答弁いただいたように、ちゃんと休みを取っているし、やっているというふうなご答弁でしたけれども、例えば一般事務の方と、それから、一般事務ではない方の休みの取り方というのは、うまくいっているのかどうかというふうにちょっとお伺いしたいんです。一般事務といたらおかしいですけども、町内で普通されている方と例えば保育士さんだとか、特別職ですよ、保育士さんとか、一般事務でない、保健師さんだとか、いろいろといらっしゃると思うのですが、そういう方たちもきちんと代休というか、そういうことはちゃんと取れているのかなというふうな思いもあります。そこら辺はどうでしょう。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

まず、休日の取得につきましては、申し上げるまでもないかもしれませんが、労働基準法で決められた年次有給休暇が付与してございますので、そちらの方は当然、全職員が同等の権利として、法令で定めた休日を取得させているところでございます。特に職種によって、この職員の休日の部分、制限されるだとか、そのようなことは一切ございません。みんな平等に取得をさせているところでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

わかりました。ちゃんとやっていると、そういうことでありますので、それは1つ安心を致しました。それとですね、あとは研修のことなのですが、今、ご答弁いただいたように、たくさんの研修があって、まず、初任者研修といいますか、初めて職員に採用されたときには、4月10日には新規採用の職員はちゃんと公務員としての心構えから、いろいろなことをきちんと担当課長とか、それから、副町長が説明したというふうなお話でございました。せっかく町の職員となられた職員の皆さんがそのスタートを切ったわけですから、本当に最後まで努めていただきたいなというふうにもまず、思っています。そして、中堅職員といいましょうか、たくさんの町村の研修やら千葉県の幕張メッセですか、あそこでやっているような、長期の研修もその中でも毎回、2人ないし3人くらいは、ちゃんと出して、そして、研修してもらっているということでありました。例えばですね、1日の議会もそうなのですが、議会も例えばこの管内の研修で1日行くとか、それから、札幌の研修もあります。1泊2日で。その研修も同じようにさせてもらっているのですが、例えば町の職員の方、1日研修だと、帰った後で、それがどうする、こうするということはないかもしれませんが、例えば1日から2日、3日と研修の日が延びて、それだけ詰まった研修をするとか、それから、幕張、千葉のそういったところに行ったら、2日から11日といいますから、中によっては長い研修になろうかというふうには思うのですが、そういう研修を受けた場合、受けてきた方たちはもちろん報告書なり、復命書みたいなもの

は出されているというふうには思います。それと同時に、私としては、そういうとてもすばらしい勉強をしてきたというときに、各課の中で、こういうことをやってきたんだよと、今回はこういう勉強をしてきたんだよというような、そういう職員同士のそういう何て言いましょうか、その勉強をしたことに対しての質疑応答という言葉をしたらおかしいんですけれども、こういうことをやってきたんだよ、ああいうことをやってきたんだよというときのその後のやり方といいましょうか、そういうことはされていらっしゃるのでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

今、ご質問をいただきました、研修成果を如何に職員の間で共有していくかという課題についてでございます。今、ご質問をいただきましたとおり、当然、研修をした結果というのは、復命書をもって、今回の研修の成果として、どのように町に応用できるのか町に残されている課題はこのようなものだという事ですので、復命書なり報告書を当然ながらそれは提出をさせていただきます。それらすべてがですね、この役場内で全部共有できている体制はまだ完全には構築できてはおりませんが、例えばなのですが、いろいろな視察をしてきましたということで、先進地でこんな事例があったということを経験の中で共有するために、説明会などを今回、このようなことを行ってきて、このようなことが町で是非、取り組むべき課題であった。町にもし、これを実現するとこんな課題があるねということも勉強会みたいなものを開催する機会を設けてございますので、今後、そのようなことを更に今、拡充を致しまして、せっかく研修、一定の費用を掛けて受けておりますので、情報共有の機会の場の確保に努めたいと考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7番（花井泰子）

わかりました。ともすれば、行ってきて終わりというようなことにはならないだろうと思いますけれども、行ってきた後の例えば勉強してきたものが、更に例えば課の中でこういうことを勉強してきたよという、このやり取りが更に勉強の中身の深みを増すというふうには私は思っていますし、そこの研修に行かなかった職員もそのことについて、そういう例えば質疑応答が、あれはどうだったんだろうか、ああいう件はどうだったんだろうかということで、資質向上に私はつながるというふうには思っている1人です。議会の場合も行かせていただいて、議会の場合は、その成果は質問なり、何なりに生かせるというふうには私たちは思っているんですけれども、職員の皆さんはそういう形でされたら、本当にもっと深まるのではないかというふうには思ったものですから、ちょっとお聞きを致しました。それからですね、庁内を見渡すと、比較的若い町職員の方が見受けられます。ですから、これから育っていくだろうと、町のいろいろな仕事を担っていただく若い人たちだろうというふうには思っています。それで、例えば仕事、若い人ばかりではないのですが、例えば仕事にちょっと行き詰まったり、いろいろなことがもしかしたら人間ですから、出てきます。そういうときに、例えば上司だとか、同僚とか、そういう職員と気楽という言葉を使ったら悪いのですが、もっとこれはどうなんだろうかと、これ僕の仕事なんだけれども、ここちょっとわからないから教えてちょうだいとか、というふうなそう

ということが風通しが良く、スムーズにいくような体制が取られているのかどうか、それもお聞きしたいというふうに思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

職員間の今の情報共有、これは今、ご指摘いただいたとおりですね、すごく大事なものでらうというふうに思います。今ですね、私も行政経験長いんですけども、やっぱり一人っ子が多くなるとか、そういうことで、団体に要するに仕事をできるというのがなかなかやっぱり難しい、今、状況になってきていることも事実であります。ですから、私は管理職会議でお話させていただくのは、1人で抱え込む職員が多く出てきたら、これは途中でなかなか危惧ができないような状況になり得るよということで、本当に要するに課内での連携、これを要するに徹底をしようよと、それで、少しその辺で行き詰まっているなどというふうな状況が見えたら、すぐ副町長なりに連絡をしてくださいということを実は徹底をしているところであります。ですから、自分の担当で、自分が解決をしなければならぬ、行き詰まった、どうしよう、どうしよう、どうしようというふうにならないように、本当に各課での連携をきちんと要するに図っていかよという今、そういう徹底をさせていただいておりますので、そんなことでご理解いただければというふうに思いますし、先ほどちょっと前段で要するに職員の長期研修、研修で出した職員がどういう形で当然、総務課長の方から申し上げました。復命があって、研修内容をきちんとまとめて、自分の考え方、そこに考察ということで、自分の考え方をきちんと書き込むという、そういうスタイルを取ってきておりますので、それともう1つ、今、アカデミーに2日から11日と長期の研修があります。幕張でやる。これはですね、すごく大事な研修でありまして、その研修会に参加することも1つでありますけれども、参加した自治体の皆様方との要するに情報共有というか、それはすごく大事です。私もアカデミーに参加をさせていただいて、いろいろと全国からです。全国から参加をする人方といろいろと情報交換できますので、その辺もすごく大きいなというふうに思いますし、これはアカデミーの1つの特徴は、研修内容を先ほど言いました、まとめて、自分の考え方をきちんと、それで、アカデミーはですね、自分が今、研修を受けて、どんな感想を持っていて、町にどういう形でそれを役立てるかということをしてレポートとして報告をします。そのレポートにその講師先生が赤ペンを入れていただいて、この職員については、こうこうこういうことですよということも実は報告をいただける、そんな今、仕組みになっています。ですから、ご指摘いただきました、その受けた職員の全体にそれをどんな形で波及効果をもたらすか、これはですね、1つ先般も私、申し上げたというふうに思いますけれども、金沢のシェア金沢ということで、今、介護の部分での先進地事例に行った職員が、町長、町長だけの報告でなくて、職員全体に自分が要するに公費を使わせていただいて研修を受けた成果を職員に対しても要するに説明したいということで、これをですね、もう既に今まではなかったんですけども、実施をされているということでありますので、その辺も含めて、これからも対応していければというふうに思っていますので、ご理解いただければというふうに思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。



## ◎ 7 番 (花井泰子)

わかりました。本当に今、町長がおっしゃったように、私は議員としてですが、こちらに来てからはないのですが、ほかに住んでいたときには、毎年、何日間かそういう学習する場がありまして、研修がありまして、全国からやっぱり集まるんですよね。そうすると、ほかの自治体の議員との本当に話合いというのがとても勉強になったという私も経験をしています。ですから、幕張、千葉に長い研修の中では、本当にそういう面では全国各地からの類似団体、同じような大きさでなくても、規模は大きい、小さいは関係なく、そこでどういうことが研究して、どういうことをやられているかということは、本当に勉強になるというふうに私も思います。それをさっき私が言いましたように、帰ってきて、町長もおっしゃっていましたが、それをどれだけの職員の仲間に伝えて、そして、みんなでレベルが低いといっているんじゃないんですけれども、レベルアップしていくかという、そういうことにつながるということは、本当に大事ではないかなというふうに思っています。ですから、本当にそういうことでは研修の機会がさっき課長からの答弁もありましたけれども、たくさんあるということですので、その1つ、1つを大事にしなが、町政の方に戻していってもらいたいなというふうに思っています。あとですね、今は一般の正職員のことでは私はちょっと今、話しているんですけれども、その中でも非正規だとか、臨時職員とか、また、嘱託職員とか、そういう方たちも町にはたくさんいらっしゃいます。細かい数字は私はわかりませんが、全国的にいても、今の風潮は正職員を減らして、嘱託や臨時や非正規で3分の1くらいは、そういうふうになっているところもあるというやに聞いております。しかし、そういう方たちも同じように仕事はされていますし、本来ならば、全部、正職員で雇ってもらいたいというふうに思いますが、そうはいかないという事情もある中で、そういった方たちにも目配せをして、やはり町民は臨時であろうが、非正規であろうが、嘱託であろうが、町職員としてみます。そういう意味では、やはりきちんと手当をすることは手当てをし、そして、やっていただきたいというふうに思っています。そのことについて、町長、何かありますか。

## ◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

## ◎ 町 長 (大野幸孝)

今、ご指摘をいただいた正職員以外の嘱託、それから、臨時職の対応であります。ご指摘いただきました。実はですね、従来から要するに臨時職員については、1年間、それから、1年間きちんと勤めていただいた皆様方については、準職員という制度を今、活用させていただいています。ですから、臨時職員の1年間については、有休もそれから、厚生年金等のそういう対応というのはしていませんけれども、2年目には職員に準ずるということでもありますので、20日間の有休、それから、ボーナス、これは100%ではありませんけれども、ボーナスの対応をしておりますし、実は当初、5年、6年で期限を切ったんですけれども、その期限を撤廃して、要するに共済の職員になりますから、そんなことも共済の方からも指摘を受けて、期限を設けるということというのは、今、駄目ですよという形もありますので、その辺は改善をしてきているというふうに思っています。そんな中で、今、できればですね、すべての準職員の方々も正職員として採用できればいいんでしょうけれども、なかなかやっぱり全体の仕事量、それから、要するに今の職員定数等もございますので、簡単には正職員という形にはなり得ませんけれども、今、ご指摘をし

ていただいた、これは今、国の方でもやっぱり正規職員をとということを今、言っていますので、その流れにきちんと理解をしながら対応していければというふうに考えていますので、ご理解いただければというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

わかりました。この質問はこれで終わらせていただきます。町とそれから議会は、2つの両輪だというふうに私も考えています。そういうことだと思います。ですから、私たち議会議員もいろいろと勉強をさせていただきながら、この知内の町がさらなる良い町になるように、頑張っていきたいというふうに思って、質問を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、一般質問を終わります。

---

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について説明したい旨の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

平成30年知内町議会第2回定例会に上程をさせていただいております内容について、説明をさせていただきたいと思っております。

上程しておりますのは、議案11件、報告1件であります。

議案第1号の知内町職員定数条例の一部を改正する条例については、町の組織機構の変更に伴う諸処事務の見直しや町立幼稚園の預かり保育の実施などに伴い、職員定数の見直しが必要となることから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第2号の知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、平成28年度から32年度までの5か年の計画であります。知内町行政機構図に新たに産業担い手対策推進係を追加するほか、今年度予定している事業に過疎債の充当を可能とするため、計画を変更するものであります。

議案第3号の町道路線の認定については、町内重内地区にスーパーマーケットが進出することから、町民利用の利便性向上と交通事故防止の観点から、新たに町道を整備するため、この度、町道認定するものであります。

議案第4号は、平成30年度知内町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出にそれぞれ1億6,314万5千円を追加し、予算の総額を43億6,464万5千円とするものであります。補正の主な内容は、買い物利便性向上対策事業交付金として7千万円、財政調整基金積立金に3,013万2千円、幼稚園整備工事実施設計業務委託料ほか関連委託料を含めて2,735万円、湯ノ里団地個別改善工事に1,400万円をそれぞれ追加するものであります。

議案第5号の財産の無償貸付については、コープさっぽろがスーパーマーケットを出店するにあたり、町民の利便性向上を図る見地から重内地区の町有地を無償で貸し付けるも

のであります。

議案第6号の平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ1万6千円を追加し、予算の総額を6億6,334万6千円とするものであります。補正の主な内容は、一般被保険者等高額合算療養費に1万6千円を追加するものであります。

議案第7号の平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ9万7千円を追加し、予算の総額を4億8,509万6千円とするものであります。補正の内容は、介護予防マネジメント事業の介護伝送ソフト利用料ほかの追加であります。

議案第8号の知内町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について並びに議案第9号の知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、いずれもこれまで子ども医療費助成の対象を満15歳までとしておりましたが、本年8月1日から対象を18歳までとすることに伴う条例改正であります。

議案第10号の知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童支援員の資格要件の新たな追加と文言整理に伴う条例改正であります。

議案第11号の知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険運営の都道府県化により、国民健康保険法施行令が改正されたことに伴う条例の改正であります。

報告第1号は、平成29年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越についてであります。パン製造施設整備事業ほか全4事業、3億1,700万円を繰越するものであります。

議案の内容については、これから各担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

---

## ● 議案第1号 知内町職員定数条例の一部を改正する条例について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第1号、『知内町職員定数条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第1号、知内町職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

知内町職員定数条例の一部を次のように改正致します。

改正の内容につきましては、職員配置の実態に即しまして、関係部署の定数を改正致しますとともに、組織機構の変更に伴いまして、不必要となった補職名がございましたので、それを削除するものでございます。

新旧対照表でご説明致します。説明資料見出し1の1ページ目でございます。変更部分

は下線で印をしてございます。第2条6号の幼稚園職員は、只今、町長からもご説明申し上げました、定数5に対して、現実6名を配置してございますので、1名を増とするものでございます。8号の監査委員事務局の職員は、議会事務局長と係長2名を現在、兼務発令してございますけれども、定数が1となつてございますので、2名とするものでございます。また、9号の水道企業職員の定数は、現在4名となつてございますけれども、下水道技術係長を水道技術係長の兼務を発令してございますので、現実5名の配置となつておりますことから、定数を1増とするものでございます。第3条では、教育次長及び運転手というのが、今、補職名にございませんので、条例の文言から削除するものでございます。

条例に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、交付の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

今、課長の説明でわかつたんですけれども、こういうことをやるんでしたら、年度はじめとかそういうことが私は正規でないかと思う。それを何で今頃なのか、その辺、理由がありましたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

今、ご質問いただいたとおりでございます。3月のいろいろな人事異動の調整の中でですね、急遽ということもあって、大変、申し訳なかつたんですけれども、今、ご指摘のとおり、それは前段で予想されて、3月なりの定例会で提案を申し上げるべき事案だったということでお詫びを申し上げます。ただ、現実的にですね、本当にバタバタしている人事異動の中で、定数を超える配置となつてしまった部分に関しまして、改めてお詫びを申し上げますとともに、その配置の実態に基づいた条例改正ということで、是非ともご理解をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後1時と致します。

( 休憩 午前11時57分 )

( 再開 午後 1時00分 )

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

---

● 議案第2号 知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第9、議案第2号、『知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

議案第2号、知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

知内町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号第6条第7項)の規定に基づき、議会の議決を求めらるものでございます。

お手元の説明資料でご説明を申し上げます。見出し1、総務企画課の2ページからでございます。2ページの行政機構図でございます。4月から供用開始してございます、産業担い手センターを核と致しまして、担い手や後継者の育成を重点的に推進するため、産業振興課に新たに産業担い手対策推進係を創設しておりますので、その係を機構図に追加するものでございます。

次に説明資料3ページです。産業の振興で事業名に地場産業振興を追加して、事業内容に漁業協同組合が実施する水産種苗生産施設整備事業を追加するものでございます。1億640万円の事業費助成金につきましては、既に当初予算で議決いただいておりますけれども、浜の活力再生交付金6,300万円を除いた町の助成金3,700万円につきましては、過疎債の充当を可能とするために事業に追加するものでございます。また、教育の振興では、平成9年に整備してございます学校給食センターにつきましては、20年以上経過し、一部施設が老朽化してございます。今年度1千万円弱の施設改修が必要となっておりますけれども、この改修に過疎債の充当を可能とするため、必要な文言として(1)現況と問題のところ、イの義務教育の後段の方に学校教育施設の計画的な改修、更新の文言を追加し、同じく(2)その対策に⑮と致しまして、給食センターの更新を追加。更に(3)の計画のところ、学校給食センター食缶洗浄機更新事業を追加するものでございます。なお、今回の変更計画につきましては、既に北海道知事との事前協議を終え、5月25日付けで知事から意義のない旨、文書の回答をいただいているところでございます。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決致します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ● 議案第3号 町道路線の認定について

#### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第10、議案第3号、『町道路線の認定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

#### ◎ 建設水道課長(佐藤和人)

議案第3号、町道路線の認定について。

道路法(昭和27年法律第180号第8条)の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記、路線番号、138番。路線名、きらく8号線。起点、字重内13-19地先。終点、字重内16-3地先。延長86m、幅員7.5m。

認定箇所等につきましては、説明資料建設水道課関係、見出しナンバー4、3ページをご参照願います。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第3号を採決致します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ● 議案第4号 平成30年度知内町一般会計補正予算(第2号)について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第11、議案第4号、『平成30年度知内町一般会計補正予算(第2号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

議案第4号、平成30年度知内町一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

平成30年度知内町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6314万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,464万5千円とするものでございます。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

第2条と致しまして、債務負担行為の補正です。債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」によります。

第3条地方債の補正でございます。地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」によります。

例によりまして、歳出からご説明を致します。17ページです。1款1項1目議会費に197万6千円を追加し、4,441万2千円とするものでございます。1節報酬に106万8千円の追加、3節職員手当等に45万円の追加、4節共済費に45万8千円の追加でございます。それぞれ議員報酬の改定に伴いまして、不足が見込まれる額を今回追加するものでございます。

18ページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に106万円を追加し、5,271万9千円とするものでございます。13節委託料ですけれども、第四次LGWANネットワーク設定変更業務の委託料としまして106万円の追加でございますが、総務企画課説明資料の4ページ目に記載してございます。地方公共団体内に閉じたネットワーク、これはインターネット等の外部ネットワークと完全に切り離されたネットワークでございますけれども、セキュリティの向上対策として、全国一斉に今回、設定を変更する必要が生じてございます。その業務委託料として106万円を追加するものでございます。

次に19ページです。2款1項4目財政調整基金費に3,013万2千円を追加し、3,711万9千円とするものでございます。25節積立金と致しまして、財政調整基金積立金3,013万2千円を追加するものでございます。平成29年度の繰越金7,026万3千円となっております。地方財政法の規定に基づきまして、その2分の1相当額を今回、積み立てようというものでございます。

次に20ページ、2款1項12目自治振興費に7,331万4千円を追加し、1億2,626万2千円とするものでございます。14節使用料及び賃借料にLED街路灯使用料として331万4千円、19節負担金補助及び交付金に買い物利便性向上対策事業交付金と致しまして、7千万円をそれぞれ追加するものでございます。14節使用料につきまして、LEDの街路灯につきましては、平成29年度に環境省の補助金をいただきまして、調査を今回終えてございます。その結果を受けまして、今年度設置工事を進めようという計画でございます。総務企画課説明資料の5ページに記載してございますけれども、町内

の1, 142灯の街路灯をLED照明に更新を致します。工事は、7月から順次進められる予定でございます。12月上旬までには完成を見込んでおりますので、工事の全体につきましては、10年間のリースで償還していこうということでございますけれども、本年度は12月から3月までの4か月分のリース料に相当する支払の発生が見込まれるために、4か月分と致しまして331万4千円の追加をお願いするものでございます。更に19節負担金補助及び交付金のところでは、町長の行政報告でもお知らせをしております、町からの支援を前提条件として、コープさっぽろ店舗の知内町の出店が理事会で承認をされているところでございます。内容につきましては、総務企画課説明資料6ページに記載をしておりますけれども、この店舗と地域交流エリア整備にかかる一括支援金と致しまして、今回、7千万円を追加するものでございます。総務企画課分は以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

21ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費で、補正額はありますが、27節公課費に在宅福祉サービス車の重量税と致しまして、4万1千円を追加し、その財源と致しまして、11節需用費から在宅福祉サービス車修理費のうち4万1千円を減額し、27節へ振り替えるものでございます。

22ページです。5目介護保険費に9万7千円を追加し、9, 455万7千円とするものです。内容は28節繰出金に介護保険者ネットワーク負担金及び介護電送ソフト利用分と致しまして、介護保険特別会計繰出金を追加するものでございます。

次に23ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に36万6千円を追加し、2, 399万8千円とするものです。内容は23節償還金利子及び割引料に平成29年度子ども子育て支援交付金及び平成29年度特別児童扶養手当事務費委託金の実績に伴い、それぞれ返還する額を追加するものでございます。以上で生活福祉課関係を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

続いて、産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

24ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に5万円を追加し、5, 248万7千円とするものであります。これは、9節旅費及び11節需用費に農地中間管理事業の事務費分の事業採択があったことから、追加するものであります。

次に25ページ、7目知内ダム管理費で、補正額はありますが、当初予算で計上しました知内ダム河川放流流量計の更新費用について、この度、国の農業水路等長寿命化防災減災事業の補助採択を受けたことから、一般会計で全部予算を組んでおりましたが、財源内訳を変更するものであります。内容につきましては、予算説明資料見出し3の産業振興課の1ページを後ほどご参照願います。

次に26ページ、7款1項商工費、2目商工振興費に530万円を追加し、2, 119万円とするものであります。これは、19節負担金補助及び交付金にサマーカーニバルin知内実行委員会助成として追加するもので、内容につきましては、予算説明資料の2ページをお開き願いたいと思います。今年度のサマーカーニバルですが、第34回になります。日にちにつきましては、例年通り8月14日、知内川河川敷の特設会場で実施すると



いうことになっております。内容につきましては、アトラクション、歌謡ショーで、この3名の方が今、出演予定ということで、このうち島あきのさんという方がお母さんが知内町出身の方で、7月に今度デビューするというので、北島事務所の方からこの方が7月にデビューするので、カーニバルの方でお披露目できないかということが打診がありまして、実行委員会のところに諮ったところ、この方を含め音楽事務所の山口ひろみさん、あと同じクラウンの川野夏美さんが出演していただけるということで、今、整っているところです。そのほかに花火大会ということで、財源につきましては、電源立地地域対策交付金事業を例年通り充てるということで、そのほかに町費としましては、130万円を充てる計画になっております。以上、産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

続いて、建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

27ページをご覧ください。8款土木費、2項道路橋梁費、4目道路橋梁改良工事費に350万円を追加し、1億743万7千円とするものであります。これは17節公有財産購入費に町道さらく8号線用地費として、重内13-19、16-3の二筆、548.58㎡を購入する費用として追加するものであります。

続きまして、28ページをご覧ください。4項住宅費、1目住宅管理費に1,760万円を追加し、3,099万7千円とするものであります。これは、公営住宅長寿命化計画に基づくもので、13節委託料に平成25年度に策定致しました10か年の公営住宅長寿命化計画を社会情勢の変化に対応すべく国の指導により、5年ごとに見直すものの費用として、350万円を追加するものであります。続きまして、15節工事請負費に湯ノ里郵便局裏、湯ノ里団地の戸別改善工事として1,400万円を追加するものであります。

続きまして、19節負担金補助及び交付金に旧診療所下にあります52年建設の41年経過致しましたブロック造1棟4戸の住宅に伴う入居者の移転に伴う補助金として10万円追加するものであります。なお、公営住宅長寿命化計画策定住宅数、あと湯ノ里団地戸別改善工事の内容につきましては、建設水道課説明資料見出し4番の1ページ、2ページをご覧ください。以上で、建設水道課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

続いて、学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

29ページをお開きください。教育委員会関係の予算の説明をさせていただきます。

10款教育費、4項高等学校費、1目学校管理費に54万5千円を追加し、7,911万1千円とするものです。内容につきましては、9節旅費に初任者、それから、新任教頭の研修旅費及び人事異動に伴います赴任旅費が確定したことに伴いまして、不足分として54万円分を追加し、295万7千円とするものです。

次に30ページです。5項幼稚園費、1目幼稚園管理費に2,809万6千円を追加し、5,027万円とするものです。内容につきましては、9節旅費で預かり保育実施に伴いまして、幼稚園教員を1名増員したことに伴います教員の研修旅費、また、新任の園長の研修旅費、幼稚園整備の国庫補助金申請にかかる普通旅費としまして、合わせて27万円を追加し、82万5千円とするものです。

次に13節委託料ですが、幼稚園整備に関する委託料としまして、地形測量、それから、道路設計業務委託料として535万円、実施設計委託料として2,200万円を追加し、4,039万7千円とするものであります。なお、説明資料の見出しナンバー5に知内幼稚園整備工事の配置図案を参考として掲載しております。現在、基本設計を進めておるところですが、現段階での配置検討案というふうになっております。将来的な認定子ども園を見据えた基本設計とし、増築する際の位置を考慮した配置としております。検討案につきましては、これまで、幼稚園、保育園の関係者などで構成する幼稚園整備検討委員会を2回開催しまして、設計業者から説明されました8つのパターンを検討の上、選定された配置図を掲載させてもらったところです。選定内容につきましては、園舎、園庭、グラウンドが道路横断しなくても一体的に使用できる配置であることと、また、グラウンドを現状のまま残すことで、整備費用の削減、あるいは、現在、利用している少年団の共用が図られるというようなことを評価したものというふうになっております。

次に議案に戻っていただきまして、18節備品購入費であります。幼稚園の遊戯室の暖房機の更新費用ということで47万6千円を追加し、82万1千円とするものであります。当初予算では計上していなかったのですが、年度末に故障が発生しまして、機器が幼稚園開設時点から使用しているものということで、配管も伴う修繕、または、部品交換も調達できないということから、暖房機を今回、更新させていただこうとするものであります。

次のページです。31ページです。6項社会教育費、1目社会教育総務費に60万9千円を追加し、1,427万円とするものです。8節報償費に教育活動推進委員謝金として60万9千円を追加し、163万6千円とするものであります。これは、放課後子ども教室におきまして、支援を要する児童が加入したことによりまして、推進員の増員が必要となったものであります。次のページです。2目公民館費に50万円を追加し、2,738万5千円とするものです。18節備品購入費に図書購入費として、50万円を追加し、144万9千円とするものであります。これにつきましては、株式会社岡田商会さんから会社の創立50周年を記念ということで、平成29年度の末に教育の振興を目的とした寄附金の申出がありまして、既に29年の歳入で収入済みなのですが、その目的に沿った内容で使わせていただくということで、今回、図書購入費の補正を提案させていただいております。以上で教育委員会関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりました。

続いて、歳入、債務負担行為、地方債の説明を総務企画課長。

#### ◎ 総務企画課長（小田島伸二）

それでは、一般会計6ページからでございます。歳入です。

1款町税、2項1目固定資産税に5,254万7千円を追加し、4億9,582万1千円とするものでございます。償却資産でございます。発電所に掛かる知事配分及び鉄道関連施設の大分配分更にメガソーラーに掛かります一般課税分と致しまして、合計5,254万7千円が当初予算計上額から増額が見込まれてございますので、当該額を今回、追加するものでございます。

7ページです。9款1項1目地方交付税に834万4千円を追加し、19億573万4千円とするものでございます。今回、歳出の追加に対応する一般財源と致しまして、834万4千円を追加するものでございます。

8ページ、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に1,033万8千円を追加し、5,286万6千円とするものでございます。社会資本整備総合交付金と致しまして、個別改善事業分603万8千円、効果促進事業分255万円、ストック総合改善事業と致しまして175万円、合わせて1,033万8千円の追加でございますけれども、先ほど歳出でご説明を致しました公営住宅湯ノ里団地の改善工事、更に住宅の長寿命化計画策定にかかる経費に充当するものでございます。

9ページ目です。13款2項6目農林水産業費国庫補助金から6,290万円を減額し、皆減となるものでございますけれども、浜の活力再生交付金ですが、過疎計画でもご説明をしております水産種苗生産施設整備事業に対する補助金でありますけれども、財源は元々、国ということに変わりはありませんが、北海道予算を経由するという事になってございまして、国庫補助金を全額減額を致しまして、道の補助金に全額を組み替えるものでございます。

10ページ目です。14款道支出金、2項道補助金、3目農林水産業費道補助金に6,620万円を追加し、1億3,584万2千円とするものでございます。1節農業費道補助金のところで、農業水路等長寿命化防災減災事業道補助金と致しまして、ダムの管理に掛かる補助金330万円が認められたということで、その追加、更に3節の水産業費道補助金のところでは、先ほど国庫補助金でご説明しました、国庫補助金からの同額の同補助金への組替えでございます。

11ページ目です。14款2項4目教育費道補助金に30万3千円を追加し、97万8千円とするものでございます。1節放課後子ども教室推進事業費補助金と致しまして、30万3千円の追加でございますけれども、教育活動推進の謝金に充当されるものでございます。

12ページ、14款2項6目電源立地地域対策交付金に400万円を追加し、662万円とするものでございます。電力移出県交付金と致しまして、サマーカーニバル実行委員会の助成の財源と致しまして追加するものでございます。

13ページ、18款1項1目繰越金に6,026万3千円を追加し、7,026万3千円とするものでございます。繰越金に平成29年度の一般会計繰越金6,026万3千円を追加するものでございます。

14ページ、19款諸収入、5項1目雑入に5万円を追加し、1,639万2千円とするものでございます。農地中間管理事業業務の委託金としまして、5万円を追加するものでございます。

15ページです。20款1項町債、3目教育債に2,730万円を追加し、4,020万円とするものでございます。知内幼稚園の整備事業と致しまして、実施設計に対する過疎対策事業債2,730万円を追加するものでございます。

20款1項6目農業債から330万円を減額し、2,930万円とするものでございます。先ほど道補助金のダム管理の330万円の追加をご説明してございますけれども、その分、過疎対策事業債の特別事業分330万円を減額するものでございます。

次に3ページ、債務負担行為をご説明致します。第2表債務負担行為補正でございます。LED街路灯使用料につきましては、本年度から平成40年度までの10年間分のリース料でございます。9,940万4千円を限度額として設定するものでございます。更に買い物利便性向上対策事業交付金は、コープさっぽろ知内店舗の運営に関しまして、来年度

から平成36年度までの支援金の限度額と致しまして、1億円と設定するものでございます。

4ページ、第3表地方債の補正でございます。追加は、幼稚園整備事業債、過疎債ですけれども、2,730万円を限度額に追加するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算と同様でございます。

次に5ページ、地方債補正の変更でございます。過疎地域自立促進特別事業債、過疎ソフト分でございますけれども、ダム管理にかかる道補助金330万円に対応致しまして、同額を起債から減額し、限度額を4,710万円とするものでございます。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により歳出から款ごとに行います。

まず、1款議会費。

（「なし」の声あり）

続いて、2款総務費。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

18ページの第四次LGWANの今、課長、説明資料を見ますと、第三次と第四次、並列してやって移行していくということなんですけれども、その辺のコンピュータの部分になりますと、インターネットと別問題だといいますけれども、古いやつと新しいやつの並列ということになると、その分の使い方というんですか、間違うとか、何かいろいろなトラブルが私は想定されると思うんですけれども、その辺、きちんとしたものはやっていけるのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

冒頭でご説明を致しましたLGWANといいますのは、一般のインターネット回線と完全に物理的に切り離された回線でございますので、例えば役場同士ですとか、役場と北海道、更に国と内部だけの限定されたネットワーク環境でございます。ただ、完全に切り離されているとは言いましても、やはりコンピュータの使用を通じて、いろいろな外部からウイルスですとか、いろいろな危険性を伴うものが入ってくる可能性がありますので、そのセキュリティ対策の向上として、これまで、今回、四次ですけれども、そのセキュリティのバージョンを更新するという作業が全国的に行われております。今、三次から四次というと、もう全国的な団体の中では引き続きということもあるんですけれども、今、町の方でも完全に三次に移行してございますので、今度、新しく四次の対策に関して、これも全国一斉に行われるわけですけれども、それに対しての委託ということで、物理的には、今、使っているパソコンですとか、サーバーだとか、ものを交換するということではございませんけれども、いろいろな設定ですとか、国が示した基準に基づきましてセキュリティ対策を向上するという内容になってございます。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

今の大体わかっていたんですけども、ただ、当初予算の方の96ページですか、今回、出たときの情報セキュリティの強化対策ということで、800万円ほど計上していますよね。そのほかにもLGWANのリース料、いろいろな形で計上しているんですけども、その辺の金銭的なものとか、ある程度、変更とか一切ないんですか。どうですか。

◎ 議長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

当初予算で計上してございますネットワークの強じん化対策というのはですね、今、ご説明をしたLGWANというのは、先ほどから何度も同じ説明で恐縮なんですけれども、地方公共団体内部に閉じたネットワークでございまして、通常、メールをやり取りするときには1つのパソコンの中でですね、仮想的にLGWANの作業とインターネットを使う作業というのは、仮想的に分離して作業してございます。インターネット環境を与えないと、やはりいろいろな調べることに対して、Googleですとかで検索する必要がありますので、完全にそれは駄目だということにもなりませんので、インターネット環境も一部仮想的に与えているんですけども、先ほどの当初予算のネットワーク強じん化というのは、さっきのインターネットに接続する部分のセキュリティの向上対策と致しまして、いろいろな対策を講じているわけなんですけれども、そちらに対する対策に要する経費ということで、今回のものと全く性質が違うといえますか、内容が違うものでありますので、その点は是非、ご理解をいただきたいと思っております。

◎ 議長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

今のわかっていたんですけども、ただ、そのほかに96ページとか、7ページを見ますと、金銭的なものですね、リースとかそういう部分である程度、増えるとか、減るとかってそういうものは発生しないのかということなんですけれども、その辺、どうなんです。96ページ、97ページなんですけれども、LGWANルーターのリース料だとか、そういうものが出てきているものですか、その辺についての金銭的なものというか、増額とかそういうやつは出てこないのか、その辺。

◎ 議長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

今回、委託している業務というのは、あくまでも設定の変更でございまして、物理的なパソコンですとか、サーバーというのは、ルーターだとかというのは、一切そのまま現状のものを使用致しますので、別途にリース料だとか、そのようなものが発生するようなものではございません。

◎ 議長 (伊藤政博)

2款総務費、ほかにございませんか。

8番、西山君。

◎ 8 番 (西山和夫)

買い物利便性でちょっとお尋ねします。今回、7千万円の支援ということで、31年か

ら35年でしたか、総額1億円ということで、総額全体事業をみれば、1億7千万円の支援を行うこととなります。それで、今、また外周工事、その他いろいろ工事を掛けて整備するわけですが、それで、一応、その店にアクセスする道路ということで、協議会でもいろいろ議論しました。それで、予定表を見れば、7月コープとの協定締結になっていますので、是非、その前にですね、いろいろなシミュレーション、例えば道道側から入る、そして、コープのその建つ今の敷地から役場の町道に向けて出る、そして、国道から町道に入る、このすれ違いだとか、いろいろなシミュレーションをして、交通安全体制を完璧にするような、何かいい知恵が浮かんでくるかもしれませんので、あえて、そういうシミュレーションをしながら、子ども達の安全も確保しながら、どう入り込み数を確保するか、また、どういう取付け道路をするのが正解なのかということで、是非、やっていただきたいなと思っています。7月ですので、あまり時間がない中ですが、職員一同総出でいろいろな車のすれ違い、いろいろな情報を共有して、我々との一度、協議を持っていただきたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

20ページのLEDの部分でちょっとお伺いしたいと思います。今回の課長の説明ですと、1, 142灯ということなんですけれども、この説明資料の一番下になりますと、87灯が装飾街路灯ということなんですけれども、その装飾となると、今の部分にただ球を交換する、あくまでも、全部デザインとかそういうものをきちんと新しいものに全部替えるということで理解して。どうですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

説明資料の5ページの下のごとくでございます。1, 142灯のうち82灯は装飾街路灯としてございます。通常のLEDというのは、もう既に湯ノ里地区、涌元地区、一部、小谷石でも設置をしてございますけれども、本当に通常の街路灯でございます。基本的にはそれを交換していくんですけれども、これまでも、渡島知内地区から元町地区にかけて、国道のステンドグラスタイプの80Wの大きな街路灯を設置してございました。そのような大きなものは設置するということではないんですけれども、やはり町の中央部のメインストリートということでございまして、通常の単純な街路灯よりは、少しグレードアップを致しまして、少し大きめのものに致しまして、これまでステンドグラスタイプのもので元町地区に北島三郎さんのロゴを入れたようなデザインのものを設置してきたんですけれども、今回も一部、その87灯の部分ですね、少し大きめのものであって、町外の方もいろいろ通る中で、ここに知内町のこのような街路灯ということで、せっかくですから、北島三郎さんにも改めて目に触れていただくという機会を設けようということで、そのようなものを87灯の分だけ、金額にしては、通常のもので、3万円から4万円の街路灯なんですけれども、ここの部分は1基20万円程度ということなんですけれども、メインストリートの部分だけは、先ほどご説明したように、87灯を設置するという計画でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

87灯、ある程度理解できたんですけども、ただ、街路灯ですから、あくまでも、防犯灯もそうでしょうけれども、やっぱり今の前に私も指摘したことがあるんですけども、あまりにも暗すぎて、全然、ただ、見せるだけなのか、それとも、実際に機能させて、明かりを保つためなのかということになると、なかなか今までのやつは無理があったのかなと思うんですけども、これ見ますと、今の新しいやつとなると、そういう部分も全部クリアして、光もある程度、明るくなるということで理解してよろしいんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

従来、まだ設置してございますけれども、スタンドグラスタイプのもの、それぞれ地域の特性に応じて、いろいろなデザインのものを設置して、見た目の上には確かに地区別のバリエーションもあっていいということもあったのですが、ご指摘のとおり、そのデザインのスタンドグラスによって、せつかくの光が少し遮られていて暗いというご意見をずっといただいてまいりました。今回、そのような先ほどご説明したような、北島三郎さんのロゴマークというのも付けるような装飾は致しますけれども、従来のようなスタンドグラスのように、前面に何か模様を施すということではなくて、一部、本当に限られた部分、照度を損なわない工夫をしながら、せつかくでするので、そのようなものも設置してということでございます。ですので、従来、80Wでの街路灯でしたけれども、今回、40Wということで、半分でも従来以上の照度が確保されるということになってございますけれども、今のデザインによって、そのようなことが阻害されないような工夫をして、設置をしたいということで考えてございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

理解してわかりました。ただですね、前、脇本町長時代にも私、指摘したことがあるんですけども、やはりこういうものをやるんでしたら、うちの町がどういうもの、産業だとか、いろいろな形のもので特色あるものをデザインしてくれれば、ここの町に入ってきたら、知内はニラだとか、こういうものがあって、ああ、こういう町なんだと理解できるんですけども、ウェルカムボードみたいなものというか、それが街路灯で、ある程度、私たちがよく視察に行ったときも、ここの町はメロンのデザインした笠あったら、ここの町、メロンが産地なんだとかって、そういういろいろな特色あるようなあれがすぐそういうものでも理解できたので、できれば、うちの町も何かそういうもので、北島三郎さんもあれでしょうけれども、うちの町の何か特色あるもので、ああ、知内町は、こういうものを作っているんだとかって、そういうものを私はもし、できたら、使ってほしいなと思うんですけども、せつかく入れ替えるあれがあるものですから、その辺どうですかね、無理ですかね。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

只今のご指摘は、確かにこれまでのステンドグラスタイプの街路灯、それぞれ地域特性に応じて、例えば中の川地区ですと、マコガレイですとか、ウニですとか、渡島知内ですと、乳神さんというんでしょうか、それとか、北島三郎さんもちろんなんですけれども、重内地区ではニラとか、トマトとか、その地域特性に応じたいろいろなデザインでということでした。ただ、せっかくのそのようなデザインで照明を囲むことによって、設置当初から少し暗いのではないかというご意見もいただいてきたのも事実でございます。ですので、今回は、基本的にはまず、照度を確保しようと、なおかつ、LED化することによって、使用の電力量、これまでの20Wであれば、10W以下のもので十分、同じ以上の照度が確保できるということもございまして、まず、照度を確保しようという基本的な考え方で、まず、設置を考えてございました。ただ、その中で、せっかくのメインストリートの部分だけは、何とか最小限のデザイン性のものということで、いろいろと検討した中では、ご指摘のように、町の特産品だとか、デザインということも検討の1つには乗ったんですけれども、やはり知内ということで、北島三郎さんのデザインにしては如何かということで、そのように決定をしております。ただ、ステンドグラスでは今回、そのようなことは実現できないのかもしれませんが、ご承知のように、国道脇に例えば北の華の大きなポスターですとか、マコガレイですとか、カキのポスターだとか、それぞれの産業団体で町のいろいろな特産品の紹介だとかの対応もされておりますので、今回、街路灯でそのようなことというのは、少し経費の節減の点からも難しいかなというふうに感じてございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにございませんか。

7番、花井さん。

◎ 7番（花井泰子）

発言しようかどうかちょっと迷いながら手を上げました。買い物利便性確保に向けた取り組み、スーパーの問題です。町民が待ちに待ったスーパーがコープが来るということでは、大変、私も喜んでおります。しかし、1億7千万円という町の財政を使わなければならないという、そういう財源の面では、大変、厳しいのかなというふうな思いで、今、おります。それで、土地は無償貸与10年間ですから、固定資産税は発生しないというふうに思っています。それで、無償貸与が10年ということで、ここに書かれている固定資産税は、5年間というふうになっていますが、それはどういうふうなことで5年間ということにしたのでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。店舗の出店に伴っての7千万円とそれから、来年からの地域交流エリアの利用料というか、管理料の分と合わせて固定資産税の5年間の助成というふうに支援策を3本出しておりますけれども、その固定資産税に関しましては、現状でもものづくり産業支援事業の方で、企業誘致、企業の進出があった場合に、固定資産税を5年間、助成しますよと、既存の制度がございまして、そちらに準じた形というふうに考えております。以上です。



◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井さん。

◎ 7 番（花井泰子）

そのところはわかりました。今、土地の無償の貸与、10年ということになっています。その後ということは、町では何か考えているのでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

只今の町有地、3, 280㎡の財産の無償貸付でございますけれども、すみません、議案第5号で、まず、その無償貸付の議決をいただくということの前提の議論になろうかと思っておりますので、そちらの方の議案でご議論いただきたいと思っております。すみません、よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにございませんか。2款総務費。

◎ 9 番（谷口康之）

今の買い物の部分で、説明資料の6ページを見ますと、地域交流エリア設置支援ということなんですけれども、この辺の部分で、うちの町の考え方とコープさんの部分で、きちんとこれから打合せして、完全なものにできるという形で理解してよろしいんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。最終的にこの支援の中身が確定するというかですね、表面上確約するのは、コープ札幌との協定書ということになると思っておりますけれども、その前段でですね、先週も私、札幌の本部に行ってまいりましたけれども、そういった担当レベルでの細々とした調整というのを今、進めているところです。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

ちょっと補足させていただきます。今、31年から35年の5か年間の9千万円の関係で、これで理解をしていただけるかということだというふうに思っておりますけれども、先般も協議会の席でお話させていただきましたけれども、今、7番議員さんも1億7千万円の負担があるんですよと、それが要するにすごく住民にとってはと、もちろんそうです。額としては。ただ、この5年間に分割をさせていただいたというのは、過疎ソフトをうまく使いたい、それから、要するに今の外構の部分についても北海道の補助金をうまく使えることによって、最終的には1億6千万円、プラス1千万円ありますけれども、全体で1億円を切る、9, 700万円少しの純然たる財政負担になりますよということ、先般の協議会でも説明をさせていただいております。ですから、表面として1億7千万円ということになっておりますけれども、財源対策をすることによって、少しでも住民負担を軽減をできればということでの対応をしているということで、ご理解いただければというふうに思いますし、さらには、今、9番議員さんからのご質問もいただきましたけれども、5年間の分割というのは、何とかそこに過疎ソフトを使わせていただくことによって、実質3割負

担になるということでもありますから、この辺は理事長に提示をさせていただいて、理事長もご理解いただいて、先般の理事会でこんな形で町からの財政支援の考え方ということで、説明をしていただいていることでもありますので、これはこれとして、今、詰める中で、こういう形にはならないという話は考えておりません。事前に協議をさせていただいて、整わせていただいて、今定例会で議決をしていただければ、そこで本当に協定まで動けるのかなど。そして、協定を結ばせていただいたときには、本格的にしたいという、本決定になるというふうに理解しておりますので、この今、説明資料で提案させていただいたことについては、これからのコープとの協議の中で変わるという考え方は持っておりません。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに2款総務費ございませんか。

ないようですので、次に3款民生費。ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に6款農林水産業費。よろしいですか。

続いて、7款商工費。

商工費もないようでありますので、8款土木費。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

28ページの部分でちょっとお伺いしたいのですが、全体的な考え方で、今回、団地の方のあれなんですけれども、説明資料の1ページの部分で、課長にお伺いしたいんですけれども、予算委員会のときもハマナス団地、漁家団地の部分でいろいろ意見を交わしたんですけれども、これからのうちの町、今の部分を見ますと、公営団地の部分で、これからうちの町も人口はどんどん減るといふ方に私は想定してるんですけれども、この団地の部分について、これから将来的にどこら辺の団地をどのような形で、どのくらいの数量残すような形で進めていくのか、まず、大体、概略でもある程度わかっただら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。説明資料1の中にあります、公営住宅は町全体で232戸あります。皆さんご存じのとおり、老朽化している公営住宅もありますが、今回も湯ノ里団地は個別改善という形の中で住居者の利便性を図るべく工事を行っているものです。その中で、今回、長寿命計画、2回目の長寿命化計画になりますが、1回目の長寿命化計画から5年ほど経っております。国の方の指導によりまして、5年経ったら見直しなさいよというのが長寿命化計画であります。この中で、人口減少が進んでおり、空家の方も今現在、今年の4月1日現在で約2割弱程度が空家が今、空いている状態になります。その中で、先ほどから、先ほど出ました漁家団地も含めまして、老朽化している施設が多数あります。その中で、今回の長寿命化計画の策定の中で、今後、どのような方針をしていくべきなどを詰めたと思っております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにございませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっと公営住宅の関係で、今回、湯ノ里団地、トイレ、ユニットバス化をするということになってございますが、今回、この湯ノ里団地以外にこういうふうなしなければならぬ箇所、まだあるんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

一応、個別改善工事につきましては、今、長寿命化計画で持っているものに対しては、湯ノ里団地で終了と考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっと公営住宅の中で、それぞれの公営住宅の中で、団地化されている、例えば湯ノ里だとか、2階なり、3階になっていて、その共有する部分というか、何て言いますか、廊下だとか、階段だとか、この管理というのは、誰の責任でやっているんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

共用部分に関しましては、町が管理になります。ただ、電球等につきましては、各自入居者の方でお願いしてあります。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっと聞き取れない。大きい声で。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

共用部分につきましては、町の管理になります。しかしながら、電気灯の照明灯につきまして、交換等については、入居者の皆さんでお願いしてあります。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

管理というのは、どこまでが管理なのか、例えば今まで議会報告会の中で、2年続けてハマナス団地、電気の部分については、全部、利用者が負担をするんだと。これはわかるんですけども、電気だとか、それらに対する管理の方まで、全部我々にやらせるという話なんですけれども、建物そのものは町のものなんですね。その辺の考え方で、今、各団地の方では、町で管理していて、ハマナスだけは別なのかなというふうに、そういうふうに理解したのですが、その辺はどうなっていますか。ちょっと聞き取れないから、大きい声でやってくれる。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

すみません、大きい声で説明したいと思います。電気料とか電気につきましてはですね、入居者の皆様に管理をお願いしているのが事実であります。しかしながら、各公営住宅に

入居している皆様から高齢化も進んでおりまして、いろいろと管理の面につきまして、いろいろと苦情が寄せられているのも事実でございます。町の方と致しまして、いろいろとその辺、検討しておりまして、今後、入居者の皆さんに料金等の負担は掛かってはいきますが、今後、LED化を進めていきたいと考えております。今後、計画的にLED化を進めることによりまして、料金が下がること、また、交換にかかる期間が長期間になることから、その手間も下がるという考えでLED化を電気については進めていきたいと考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

今、詳しいことは、ハマナス団地のことしかわかりませんが、いろいろとハマナス団地、あなた方が考えていることと、実際入っているその地区の人たちの考え方と何かこうちょっと違うような部分があるから、その辺、きちんと説明した方がいいですよ。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

実は今、4番議員さんからご指摘いただいたものについては、きっと議会報告会にハマナスの入居者の皆様方から、関係者の皆様方から、そういう発言があったんだろうというふうに思います。実は今、町づくり懇談会のときもですね、そういう話をいただいています。共通というか。それで、町の方の対応として、今、建設課長から言いました。基本的には、共通分については、町管理であります。ただし、電気の要するに電気料とそれから、電気が使われなくなった場合、蛍光灯が使われなくなったものを取替えについては、要するにその入居者の皆様方をお願いをしたいという、今までどこの住宅もそんな形でやっていたいただいています。ですから、特別、はまなす団地だけがそういう仕組みを取っているということではありません。元町の高層住宅もありますし、3階建て、これも基本的な考え方は一致しています。ただ、今、ご指摘いただいたように、その班長さんがその共通の要するに電気料が北電から請求されて、その請求に応じて入居者に負担を要するに均等に、徴収をして、その班長さんが北電に納めていただくという今、状況なんです。それが今、高齢化に伴って、そして、班長さんを引き受けてくれる人方がなかなか確保できないという課題も1つあります。それと、今、言うように、LED化にすることによって、電気料をまず、抑えること、それから、交換の頻度を抑えること、そして、然らば、その班長さんがなかなか、なり手が見付けないということであれば、その中で町が今、これから管理をするのに、どんな関わりを持って行かなければならないのかということもですね、意見としていただいていますので、内部で今、検討をさせていただいているところがあります。そんなことからですね入居者の皆さん方に負担を掛けないような形で、何とか対応をしていければというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

そのほか、8款土木費ありませんか。

ないようでありますので、次に10款教育費。

8番、西山君。

◎ 8 番 (西山和夫)

幼稚園の整備計画でちょっとお尋ねします。今回、説明資料で図面が載っておりますけれども、ある程度、骨格は決まったんだと思うんですけれども、それで、ちょっと提案になるんですけれども、今、原発事故で、それから、いろいろ太陽光だとか、風力とか、自然エネルギーのそういう電力に頼る人も多くなっている状況でありますけれども、それで、今回、幼稚園を建て替えるにあたってですね、過疎債の事業債、ハード事業拡充ということで、ちょっと資料をばーっと見てたら、そこに太陽光、その他自然エネルギーを使用するための施設の中に幼稚園も入っているんですよ。それで、過疎債、ハード面の事業債が使えるんだろうなと思うんですけれども、教育の面からも今、そうした小さい子どもから自然エネルギーに触れあうというか、そういう面で大変有効な事業だと思うんですけれども、この機会、そういう太陽光、または、風力、風力というわけには多分いかないだろうなと思うので、太陽光のそういう設備が並行してこの周辺に整備できるのか、お尋ねします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐藤和人)

ご説明致します。今現在、基本設計プラン中でありまして、今回、資料の方の中に示されたのは、基本設計で、今、こんな形で最終案が認められているという形であります。今後、実施設計の中で、今、言われましたエネルギー、暖房とかそういうものにつきましても、今後、検討していく中の今、言いました1つの方法だと私どもは考えておりますので、その中で、1つ検討させていただきたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに教育費ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

32ページの部分ちょっと今回、先ほどの説明ですと、岡田商会さんの方から寄附があって、公民館の方の図書50万円ということなんですけれども、せっかくあれでしたら、できれば、小学校だとか、中学校とか、そういう形でそういう必要な図書というものを分配するという事は考えはできないんでしょうか。

それから、もう1つ、今回、予算には直接関係ございませんけれども、今回、大阪北部地震で学校の塀が倒れて、小学校4年生の子どもさんが亡くなったということなんですけれども、うちの学校の周辺を見ますと、そういうものはないんですけれども、ただ、通学路の部分でそういうものがうちの町では全然ないのかどうか、もし、あるようでしたら、この辺とかちょっと危ないところがあるんですよとかあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教育長 (本間茂裕)

2点ご質問をいただきましたので、お答え申し上げます。まず、寄附をいただいた図書購入につきましては、うちの町の子ども達の学びだとか、学びの充実だとか、学力向上に資するような、そのような形で使ってもらいたいというご希望をいただいておりますので、

何とか子ども達の特に小学校の子ども達の読書意欲を向上させるような、そのような今、図書を選定に入っております。ご指摘の各学校への分配につきましてはですね、移動図書というやり方がありますので、例えば公民館図書室で一括購入をしてですね、定期的に涌元小学校、湯ノ里小学校に図書を届けるとか、そのような形で対応できればなどというように今、検討しております。

それから、ブロック塀の問題でございます。文科省が全国の都道府県に通知を発出いたしまして、今、全国的な調査を行われようとしておりますが、本町におきましては、一昨日、学校教育課で町内の学校施設、通学路のコンクリート塀の点検をしてございますので、課長より答弁をさせます。

◎ 議 長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

説明させていただきます。当町における学校教育施設、幼稚園から高校まで含めて、ブロック塀に該当するものについては、設置されているところはございません。通学路の部分ですけれども、町内の主要な通学路としてなるような町道、国道、道道ですね、この沿線について、全部一通り回ったんですけれども、ブロック塀はほとんど個人のお宅の玄関先というような形になりますが、総体では55箇所というふうに数字的にはあるかなというふうに抑えておりますが、実際、もうちょっと細かい道路まで入ると、更に増えるのかなというふうに思っています。危険度の判定というようなことになりますとですね、個人のお宅の財産ということになりますので、目視での確認でしか今できておりませんが、すぐ倒れるだとか、ひびが入っているというようなものについては、現在のところ、確認はしておりません。通学路にそういうものがある部分については、各学校を通じましてですね、生徒さんにその辺、あるような場所については、気をつけて通学するようにというようなことを指導徹底していただくようにということで、お願いしているところであります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに教育費ございませんか。

ないようであります。歳出ほかに全般的に質疑ありませんか。

ないようでありますので、歳出の質疑を終わります。

続いて、歳入一括質疑を行います。歳入の質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、歳入の質疑を終わります。

次に債務負担行為の補正について、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に地方債の補正について、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑これで終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 議案第5号 財産の無償貸付について

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第12、議案第5号、『財産の無償貸付について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

議案第5号、財産の無償貸付についてでございます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。

記と致しまして、1、無償貸付をする財産、土地でございます。所在は、知内町字重内13番地19。地目は宅地です。地積は3,280.35㎡。これは齋藤建設株式会社から旧事務所用地を寄附をいただいたものでございます。2と致しまして、無償貸付の相手方でございます。札幌市西区発寒11条5丁目10番1号の生活協同組合コープさっぽろ理事長 大見 英明様でございます。3と致しまして、無償貸付の目的でございます。生鮮品、日用品等を扱うスーパーマーケット店舗の知内町内での出店・営業は、本来民間事業者による自発的な事業活動に委ねるべきところを採算性等の問題から出店が見込まれず、町民の日常生活上大きな支障となっていることに鑑み、町有地を無償で貸付けることで、町内への出店・営業を促し、町民の買い物利便の向上を図ることを目的とするものでございます。4と致しまして、無償貸付の条件でございます。無償で貸付ける土地は、スーパーマーケット等の建設・運営に供するものとし、他の目的に使用してはならないという条件を付そうということでございます。5と致しまして、無償貸付の期間でございます。議決の日から起算して、10年を経過した日を含む年度の末日までということ、本日、議決をいただくとなりますと、これから10年ですので、平成40年の6月21日を含む年度の末日ということですので、平成41年の3月31日までということをご想定してございます。説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり確定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第6号 平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第13、議案第6号、『平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(田中志津夫)

議案第6号、平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について。

平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,334万6千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致します。4ページをお開きください。2款保険給付費、2項高額療養費、3目一般被保険者等高額介護合算療養費に1万6千円を追加し、1万7千円とするものでございます。内容は、19節負担金補助及び交付金に高額介護合算給付に不足が生じることから追加するものでございます。

次に歳入です。3ページをお開きください。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金に1万6千円を追加し、4億7,848万5千円とするものです。内容は、1節保険給付費等交付金(普通交付金)に高額介護合算療養費支払に伴う交付金の追加によるものでございます。説明は以上で終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案とおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)



異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第7号 平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第7号、『平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第7号、平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,509万6千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明します。4ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に3万7千円を追加し、469万円とするものでございます。内容は19節負担金補助及び交付金に平成30年度介護保険ネットワークの負担金の額の確定により追加するものでございます。

次に5ページです。4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業に6万円を追加し、133万1千円とするものでございます。内容は14節使用料及び賃借料に介護保険の伝送請求にあたり従来の伝送請求ができなくなることから、新たに介護電送請求が可能なソフトを購入するための追加でございます。

次に歳入です。3ページをお開きください。6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金に9万7千円を追加し、2,666万8千円とするものです。内容は1節事務費繰入金に歳出でご説明致しました介護保険ネットワーク負担金及び介護電送請求のためのソフト購入費として追加するものでございます。説明は以上で終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案とおりに決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第8号 知内町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第15、議案第8号、『知内町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(田中志津夫)

議案第8号、知内町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

知内町子ども医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

知内町子ども医療助成に関する条例(昭和48年条例第27号)の一部を次のように改正する。

説明につきましては、説明資料で致しますので、説明資料見出しナンバー2、生活福祉課説明資料1ページをお開きください。

今回の条例改正では、子ども医療費の助成対象を満15歳までを満18歳までとし、対象年齢を引き上げるものでございます。なお、対象年齢だけではなく、今回、かつ保護者に現に扶養され、または、監護されている者と改めるものでございます。また、ただし書きと致しまして、除外する項目を3項目追加するものでございます。

まず、1つ目と致しまして、婚姻している者。これは、事実上、婚姻関係を同様の事情にある者も含むという形になります。

2つ目と致しまして、自らが医療保険の被保険者、組合員、または、世帯主となっている者。

3つ目と致しまして、知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成を受けられる者となります。3番目につきましては、知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例において適用とすることから、今回、除外するものでございます。助成の範囲及び自己負担額等については、従来のとおりとなっております。

なお、条例の改正条文につきましては、説明資料の2ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案にお戻りください。附則としまして、この条例は、平成30年8月1日から施行する。以上でございます。よろしく申し上げます。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、西山君。

◎ 8番(西山和夫)

すみません、1番の婚姻している者のちょっと詳しい理由をお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。前の方は15歳までの以前でしたら、婚姻しているという状況ではありませんけれども、満18歳の場合については、婚姻している場合もあり得るというふうにご考えてございます。この場合、この条例の改正でいきますと、まず、高等学校を修了する以前の最初の3月31日までの者かつ保護者に現に扶養されて、または、監護されている者という形で付け加えてございますので、婚姻されている場合については、この該当に入らないということで、18歳未満で婚姻されている方については、補助の対象としないというふうになってございますので、よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、西山君。

◎ 8 番（西山和夫）

いろいろ条件はあるんでしょうけれども、ただ、大学生のよく学生結婚というのは聞きますけれども、高校生でもあり得るわけですし、まして、高校に在学中、そうやって入籍したことによって、自ら稼ぎもあるわけでもないし、あくまでも保護者に扶養されているというか、そういう感じは変わらないと思うんですよね。やっぱり状況でどうなのか、結婚しているから駄目ではなくて、状況としてどうなのかという判断、もう少し付け加えてやったらどうなのかなという気はしますけれども、その辺、どのように考えますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

只今のご指摘のとおり、満18歳未満でも婚姻されている場合もございます。ただ、今回の場合につきましては、現に保護者に扶養されているということで、その扶養されている世帯、父兄の方の世帯に対して助成するという制度の内容の趣旨から、今回については、この対象という形から除外したものでございますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、西山君。

◎ 8 番（西山和夫）

ご理解というよりも、やっぱり生活設計、18歳で夜間高校行ったりということもあり得るわけですがけれども、そういう場合は、職持って学校行っているわけですから対象になってもいいんだろうなという気はするんですけれども、ただ、丸っきりやっぱり保護者に頼りながら、高校生活を送っているという、これはドラマでも多々、目にする場面ですので、そういう場合というのは、同じ高校に在学して、ただ、結婚して、入籍して、子どもがいるとか、そういう環境はありますでしょうけれども、やはりそれらを対象にすべきだろうなという気はするんですけれども、あくまでも、自立して夜間高校に通っているだとか、そういう場合は当然そうなるんでしょうけれども、その辺、もう一度、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、15歳から18歳まで拡充することによっての一応、1つの歯止めとして条件を示させていただきました。今、8番議員さんが指摘のとおりですね、いろいろと想定がされるんだろうと、そんなに件数はないにしても、そういうことを考えるとですね、基本的に今、親元から通われている方がたまたま、今、8番議員さんが指摘したように、結婚されていますよと、それを除外するというだけでなく、その場面、場面でやっぱり考える必要がある。なぜかという、15歳から18歳まで拡充するというのは、少しでもやっぱり家庭の負担を軽減するという1つの施策として展開をしている事業だというふうに理解しておりますので、その場面で判断をさせていただければというふうに思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第9号 知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第9号、『知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第9号、知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和58年条例第13号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、先ほど議案提出致しました知内町子ども医療費に関する条例の一部を改正する条例で、助成の対象外と致しました、重度心身障害者及びひとり親家

庭等の医療費助成については、知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費に関する条例で適用させることから、第4条に記載があります対象年齢を知内町子ども医療費助成に関する条例と同じく満15歳から18歳に改正するものでございます。なお、改正条文につきましては、説明資料見出しナンバー2、生活福祉課資料の3ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

附則と致しまして、この条例は、平成30年8月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第10号 知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第10号、『知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第10号、知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次のページでございます。知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

この条文におきましては、改正条文につきましては、説明資料見出しナンバー2、生活福祉課資料の4ページに新旧対照表を掲載しております。その中でですね、第10条、第3項第4号中につきましては、教員となる資格を要する者という形でしたが、今

回、明確に免許状を要する者という形に改めるものでございます。また、(10)の5年以上の放課後児童健全育成に従事した者であって、町長が適当と認める者を追加するわけでございますが、これにつきましては、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針において、放課後児童支援員の基準資格について一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正するとされたことの通知を受けまして、職員となる資格の要件を緩和する内容の改正でございます。

附則と致しまして、この条例は、交付の日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第11号 知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第18、議案第11号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (田中志津夫)

議案第11号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次のページでございます。知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

知内町国民健康保険税条例(昭和34年条例第16号)の一部を次のように改正する。

説明につきましては、説明資料で行いますので、説明資料見出しナンバー2、生活福祉課説明資料の5ページをお開きください。知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。今回の改正につきましては、平成30年度から都道府県化によりまして、北海道が財政運営の責任主体となりまして、市町村ごと国民健康保険事業の納付金を決定致しまして、市町村は北海道が決定した納付金に対して賦課、徴収し、納付する仕組みと移行されました。このことにより、課税額につきましては、国民健康保険の被保険者に対し算定した額を北海道が決定する国民健康保険事業納付金に対し算定した額と内

容が改正されるものでございます。なお、改正条文につきましては、説明資料6ページから9ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照願いたいと思います。

議案に戻りまして、2ページ目です。附則と致しまして、施行期日でございます。第1条、この条例は、交付の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

適用区分でございます。第2条、改正後の知内町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第12号 平成30年度知内町一般会計補正予算(第3号)について

◎ 議 長 (伊藤政博)

お諮りします。只今、町長から議案第12号、『平成30年度知内町一般会計補正予算(第3号)について』が提案されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、議案第12号、『平成30年度知内町一般会計補正予算(第3号)について』を議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第12号、『平成30年度知内町一般会計補正予算(第3号)について』を追加日程第1とし、議題とすることに決定致しました。

これより議案を配付致しますので、暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

追加日程第1、議案第12号、『平成30年度知内町一般会計補正予算(第3号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

議案第12号、平成30年度知内町一般会計補正予算(第3号)についてでございます。

平成30年度知内町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,064万5千円とするものでございます。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

歳出です。4ページをお開きください。8款土木費、1項土木管理費、2目下水道整備費に600万円を追加し、1億2,838万1千円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金なんですけれども、浄化槽の設置費補助金につきまして、これまでの各年度の補助の実績に応じて、当初予算で計上してきたところですが、今回、補正予算の作成もまた議案の提出後にですね、町民の方々から特に公共下水道区域外の方で、浄化槽の設置をしたいという申請を受け付けてございます。更に今後も年度間で申請をされる可能性もあるということを見込みまして、不足が見込まれる分600万円を今回、追加をさせていただきたいということでございます。

次に歳入です。3ページ、9款1項1目地方交付税に600万円を追加し、19億1,173万4千円とするものでございます。1節地方交付税ですけれども、今回の浄化槽の補助金の財源と致しまして、地方交付税600万円を追加するものでございます。説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

今、課長の説明ですと、当初予算で480万円で見えていたけれども、その内訳を見れば、10人槽と7人槽が各1基、5人槽が2基ということなんですけれども、今の説明でありますと、大体、要望ではどのくらいの形で、何人槽がどのくらいの形で要望きているのか、まず、あったら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。今、議員おっしゃったように、当初予算につきましては、5人槽2基、7人槽1基、10人槽1基の計4基、前年度実績を考慮して、当初予算を組んでいました。今現在、町の方に申請要望があったもの、そして、今、出ているものを合わせまして、5人槽が5基、7人槽が2基の計7基であります。あと、今後、うちの方の聞き取りによりますと、7人槽1基の予定がありますので、5人槽1基と7人槽1基をちょっと余裕を持ちまして、計10基を予算として考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

追加提案するということは、緊急性を要するの。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。



◎ 総務企画課長（小田島伸二）

ご質問おっしゃるとおりだと思います。それで、9月補正として、通常予算に組むべきではないかということも内部で議論致しました。ただ、申請の方々ですね、既に7月からできれば着工したいというご要望もあるということで、補助金の予算が9月ということになると、その部分、先に交付決定ができないということになりますので、今回、追加という形で大変恐縮だったんですけども、提案を追加させていただくという整理を致しましたところでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

外にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第12号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

それでは、休憩を取り消し、会議を再開します。

---

● 報告第1号 平成29年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第19、報告第1号、『平成29年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

報告第1号、平成29年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について、別紙のとおり報告を致します。

次のページです。平成29年度知内町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

記載のとおり、2款総務費、6款農林水産業費につきまして、事業名、パン製造施設整備事業、かき飯弁当製造施設整備事業、かき小屋知内番屋等土地建物購入事業農地耕作条件改善事業ということで、平成29年度の補正予算でそれぞれ繰越明許費の限度額をお認めいただいております。それぞれ1億2千万円、1億2,500万円、3,900万円、3,300万円、合計3億1,700万円ということで議決をいただいた限度額と同額の

繰越をしてございます。なお、未収入特定財源の詳細のところ、6,250万円は補正予算債、更にその他のところは、地方創生の交付金と致しまして、それぞれ6千万円と6,250万円、更に国庫補助金、農地耕作条件改善事業のところ国庫補助金3,300万円ということでございます。説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

報告事項であります。特に質疑があれば許します。質疑ありませんか。

8番、西山君。

◎ 8番（西山和夫）

それによって、開業はいつ頃想定するんですか。かきとパンか。

◎ 議長（伊藤政博）

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。開業といいますか、その施設の供用開始というのは、来年度春を予定しております。4月。かき飯弁当工場とパンの製造施設の指定管理の開始といいますか、それは来年の4月を予定しています。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これで報告第1号は終わります。

ここで暫時休憩致します。

再開は、3時ちょうどと致します。

（ 休憩 午後2時45分 ）

（ 再開 午後3時00分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

---

● 意見書案第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第20、意見書案第1号、『核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について』を議題と致します。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

◎ 7番（花井泰子）

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書。

案文の朗読をもって提案とさせていただきます。

国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、2017年7月7日の国連会議で国連加盟国の約3分の2にあたる122カ国の賛成で採択された。

核兵器禁止条約は第1条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、

貯蔵」、更にその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締約国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止している。

同条約は50カ国が批准した時点から90日後に発効する。9月20日にはニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、賛同する国々による署名と批准の手続きが始まった。同日中に50カ国以上が署名し、6カ国がすでに批准書を持参した。今後は発効に向けて署名した国々の国内で批准手続きが行われていくことになる。

この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価され、12月10日には2017年のノーベル平和賞が国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)に授与された。

世界162カ国7,536都市に加盟都市を持つ平和首長会議は2017年8月の第9回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる『核兵器禁止条約』の採択を心から歓迎する」「核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の1日も早い発効を求める」とする「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を可決した。

核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応じて、唯一の戦争被爆国である日本は率先して取り組むべきである。

よって政府に対し、核兵器禁止条約に早急に署名し、批准されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日提出。北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。以上でございます。

#### ◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第2号 非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書の提出について

#### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第21、意見書案第2号、『非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

#### ◎ 2番(花井泰子)

平成30年第2回定例会、意見書案第2号、非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成30年6月21日提出。提出議員、花井泰子。賛成議員、吉田峰一以下、名簿のとおりでございます。

非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書

政府は今年9月から、内閣府と厚生労働省の事業として、保険料について非婚のひとり親への寡婦控除のみなし適用を始めます。15年10月、国土交通省が公営住宅の家賃算定で、みなし適用をする政令改正をおこなったことに続くものです。

所得税法を改正して、非婚のひとり親に寡婦控除を適用することを求める地方議会の意見書可決は、衆参両院の事務局などのまとめで200地方議会を超え、地方自治体独自の施策による寡婦控除「みなし適用」の実施がその取り組みを後押ししています。

寡婦控除は所得税法にもとづく所得控除のひとつで、配偶者と死別・離婚した女性（所得制限あり）が対象です。そのため、結婚歴のない非婚のひとり親は受けられません。

日本弁護士連合会は、法の下での平等を保障した憲法第14条や子どもの権利条約に違反するとの意見書を政府に提出。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」にもとづいて整備をすすめる責務を負っている政府の責任で所得税法を改正すべき時です。

札幌市が「子どもの貧困対策計画」にむけて実施した「札幌子ども・若者生活実態調査」の結果では「経済的理由により家族が必要とする食料が買えなかった」が17.2%、「冬に暖房が使えなかった」8.1%、「病院を受診した方が良かったが受診させなかった」18.4%・・・と深刻な実態が浮き彫りになりました。

そうしたなか、同じ母子世帯でも、婚姻歴のあるなしで寡婦控除の適用から外されて、非婚の母が差別され、経済的に一層の困窮に追い込まれるという結果が出ております。一日も早く、非婚のひとり親に寡婦控除を適用する所得税法改正を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日提出。北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣以上でございます。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第3号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第22、意見書案第3号、『「国の責任による35人以下学級の前進」を求める

意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、五十嵐捷爾君。

#### ◎ 1 番（五十嵐捷爾）

意見書案第3号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成30年6月21日提出。提出議員、賛成議員、お目通しください。

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書

さまざま課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、国は2011年度小1で、2012年度は加配措置で小2の35人学級を実施しました。しかし、それ以後、国としての小3以降の35人学級前回は6年連続で見送られました。

国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学校規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また、定数増で教職員が子どもと向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。

2015年2月23日の衆議院予算委員会で安倍首相は、「小学校1年生、2年生では（35人学級を）実現しているわけですが、さらに35人学級の実現に向けて鋭意努力をしていきたい」と答弁しています。35人以下学級の拡充は圧倒的多数の父母・教職員・地域住民の強い願いであり、自治体独自の少人数学級は今年度も確実に前進しています。しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間の格差が広がっています。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って35人以下学級の前進とそのための教職員定数改善をおこなうことが強く求められています。子どもの数が減少している今、わずかな教育予算増で35人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。

よって、知内町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

- 1、国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること
- 2、国は35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日提出。北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上であります。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 意見書案第4号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第23、意見書案第4号、『教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、五十嵐捷爾君。

◎ 1 番（五十嵐捷爾）

意見書案第4号、教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成30年6月21日提出。提出議員、賛成議員、お目通しください。

教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書

2017年4月に公表された文科省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5%、中学校57.6%に達していることが明らかになりました。

こうしたことから、文科省は、中央教育審議会に教員の時間外勤務の改善策の検討を諮問し、中教審は「学校における働き方改革特別部会」を設置し、昨年12月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」を公表しました。しかし、「中間まとめ」は、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」などについての検討は行ったものの、依然として「給特法」の問題に踏み込んでいません。

教職員の長時間労働に歯止めがかからない大きな要因として、「給特法」の存在があります。「給特法」は、「正規の勤務時間をこえて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限る」（6条1項）と規定し、政令は「原則として時間外勤務を命じない」「命じる場合は、超勤4項目の業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る」と規定しています。

しかし、学校現場では、時間外勤務を行わなければ膨大な業務を消化できず、「命令によらない」時間外労働が常態化しており、「給特法」は現場実態と著しく乖離しています。その上、超勤4項目以外の業務に従事した場合については何の定めもなく、教員の「自発

的勤務」として時間外勤務にあたらなるとされています。また、「給特法」は、労基法37条を適用除外し「時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」（3条2項）と規定していることから、教育委員会・管理職による勤務時間管理や時間外勤務規制の責務までも曖昧にしています。現在、教員の時間外労働は、「給特法」制定時の月6時間程度から大幅に増加しており、「給特法」の見直しは必須です。

今国会において「働き方改革」が重要な課題となっており、その解消に向けて「労働基準法」の改正案が議論されています。長時間労働是正に向けては、時間外労働を抑制する法制の検討が肝要となります。したがって、学校における「働き方改革」をすすめるにあたっては、まず、教育職員に係る勤務時間管理の根幹をなす「給特法」についての論議がなされてしかるべきです。何より、「給特法」は、労働条件に関する最低基準を定めた「労働基準法」の一部適用除外を定めた法律であることから、殊更厳格な運用が求められるものであり、法と実態が乖離し、また、法の趣旨が形骸化している現状の改善なくして学校現場の働き方改革は成し得ません。

こうしたことから、教育職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「給特法」の廃止を含めた見直しを行うよう意見します。

記、1. 教育職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の廃止を含めた見直しを行うよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日提出。北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- 
- 意見書案第5号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第24、意見書案第5号、『教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、笠松悦子君。

### ◎ 3 番 (笠松悦子)

教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとします。

平成30年6月21日。提出議員、笠松悦子。賛成議員、吉田議員、花井議員、五十嵐議員、成澤議員、松井議員、木村議員、西山議員、谷口議員、以上です。

教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は、18年度概算要求で、中教審の働き方改革特別部会の近況提言を受け、学校現場の働き方改革に関する予算要求として、9年間の教職員定数改善3,413人増の要求を行いました。しかし、この概算要求は実現されず、加配定数1,210人、17年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数385人、計1,595人の定数増、内、小学校3～6年の授業増への対応として要求した2,200人についても1,000人とどまりました。これは、自然減は上回るものの加配定数によるものです。また、財務省・財政審も、17年度に加配定数を基礎定数化したことや少子化を理由に、教職員定数改善に慎重な態度で、教職員の働き方改革についても、教育委員会等の調査の厳選・削減等を挙げ、自治体の自助努力ですすめるべきとの態度をとっています。

しかし、教職員の7～8割が時間外労働過労死ライン80時間を超えている中、教職員の多忙・超勤実態解消は喫緊の課題です。そのためには、中教審特別部会の緊急提言などによる業務量の抜本的削減を蔑ろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直し、所定勤務時間に収まるよう授業時数・業務総量を削減するとともに、そのために必要な、義務標準法改正を伴う「第8次教職員定数改善計画」の策定による教職員定数改善、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力協働体制による「学校づくり」を具現化するよう、各自治体から議会意見書などにより多くの声を国にあげていくことが必要です。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、「給付型奨学金」が先行実施されたものの対象者等が限定されていることから、未だに教育ローンともいえる有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、など、以下の項目について地方自治法第99条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をは



かるよう意見します。

記、1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。

2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

5. 高校授業料無償制度への所得制限撤廃をするよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日。北海道上磯郡知内町議会議員 伊藤政博

提出先と致しまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命大臣（地域創生担当）と致します。以上、終わります。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第6号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第25、意見書案第6号、『2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題と致します。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

#### ◎ 6番（吉田峰一）

意見書案第6号、2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成30年6月21日。提出議員、吉田。賛成議員、五十嵐、成澤、笠松、松井、木村、西山、谷口、各議員です。

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面しています。

一方、公共サービスを提供する人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるためこれに見合う財源が必要です。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されます。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

また、自治体基金は景気動向による税収の変動、人口減少による税収減や地域の実情を踏まえた政策課題に対応する目的で積み立てており、財政的余裕によるものではないことから基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減するべきではありません。

地域で必要な公共サービスの提供を担保するための財源保障が地方財政計画の役割です。しかし、財政健全化目標を達成するために歳出削減が行われ、結果としてサービスが抑制・削減されれば、本末転倒であり、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記、1. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の充実など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。また、消費税・地方消費税の引き上げを予定どおり2019年10月に実施し、社会保障財源に充てること。

2. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要と、公共サービスの提供に必要な人員を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小すること。

4. 住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。

5. 2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税を算定すること。

6. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検

証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

8. 地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然の政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日提出。北海道上磯郡知内町議会議員 伊藤政博

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）以上です。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第7号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第26、意見書案第7号、『2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について』を議題と致します。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、木村一君。

#### ◎ 5番（木村 一）

意見書案第7号、2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成30年6月21日提出。提出議員、木村。賛成議員、花井議員、五十嵐議員、成澤議員、笠松議員、西山議員、谷口議員です。

2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、2017年の実質賃金も0.2%減となっています。特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも43万人と、給与所得者の26%に達しています。また、道内の非正規労働者86万人(雇用労働者の39.4%)の内、35万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

2010年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を4年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成30年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記、1. 「できる限り早期に全国最低800円を確保」「2020年までに全国平均1,000円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「未来投資戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額958円)を下回らない水準に改善すること。

3. 厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日提出。北海道上磯郡知内町議会議員 伊藤政博

提出先、北海道労働局、北海道地方最低賃金審議会。以上でございます。

#### ◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● **意見書案第8号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について**

◎ **議 長 (伊藤政博)**

次に日程第27、意見書案第8号、『地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、木村一君。

◎ **5 番 (木村 一)**

意見書案第8号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成30年6月21日提出。提出議員、木村。賛成議員、吉田、花井、五十嵐、成澤、笠松、松井、西山、谷口。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたっています。また、その多くの職員が、恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。

2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

各自自治体においては、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念されます。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記、1. 地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各

自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。

2. 新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実にすること。その際、自治体が運営する地方公営企業や地方独立行政法人に雇用される職員もその対象とすること。
3. 一般職非常勤職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保及び雇用の安定の観点から、引き続き検討を行うこと。
4. 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日提出。北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。以上でございます。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第9号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第28、意見書案第9号、『北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出について』を議題と致します。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

#### ◎ 8番（西山和夫）

意見書案第9号、北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成30年6月21日提出。提出議員、西山。賛成議員、笠松、五十嵐、成澤、松井、木村、吉田、花井、谷口、各議員であります。

北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法が、昨年の通常国会における廃止法成立により、本年4月1日に廃止となりました。

主要農作物種子法は、国や都道府県に対する公的役割を明確にしたものであり、米、麦、大豆などの主要農作物について、同法のもと都道府県において開発した種子を推奨品種に

指定することにより、地域に合った優良銘柄が数多く開発され、安価に販売するなど、国民の食料の安定、地域の農業振興などに大きな役割を果たしてきました。

特に北海道においては、試験研究機関と民間との協力により、全国ブランドとなった「ゆめぴりか」をはじめ、小麦の「きたほなみ」、大豆の「ゆきほまれ」など多くの優良品種を育種してきました。

この主要農作物種子法の廃止によって、各地の生産現場、農業団体からは、地域の共有財産である種子が、民間市場原理による種子供給の不安定化、外資参入による種子の独占化や遺伝子組み換え農産物の流入などを招き、国民への安心・安全な食の供給及び地域農業に大きな影響を及ぼす可能性について懸念されています。

将来にわたって食糧基地である北海道の農業生産と農業経営ならびに地域経済を維持していくため、現行の種子生産・普及体制を生かし、北海道農業の主要農作物の種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることのないよう、北海道独自の種子条例を制定することについて、次の事項を添えて強く要望します。

記、1. 将来にわたって北海道の優良な種子が安定的に生産及び普及が図られ、生産者が安定して営農に取り組み、高品質な道産農作物が消費者に提供できるよう、北海道主要農作物の種子に関する道条例を早期に制定すること。

2. 対象農作物については、稲、麦、大豆といった北海道農業に欠かせない農作物を位置づけるとともに、条例の円滑な推進に必要な財政措置と万全な体制を構築すること。

3. 食料主権の確保と持続可能な農業を維持する観点から、優れた道産種子の遺伝資源が国外に流出することのないよう知的財産の保護を条例に盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日提出。北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博

提出先、北海道議会議長、北海道知事。以上であります。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第10号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第29、意見書案第10号、『ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、成澤五郎君。

#### ◎ 2 番（成澤五郎）

意見書案第10号、ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成30年6月21日提出。提出議員、成澤五郎。賛成議員、西山和夫、笠松悦子、五十嵐捷爾、松井盛泰、木村一、吉田峰一、花井泰子、谷口康之、各議員です。

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

案文の朗読をもって説明とします。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマークおよびそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配付を開始した東京都をはじめ、導入を検討・開始している自治体が増えている。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）として制定され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマークおよびヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきているところである。

よって政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

- 記、1. 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマークおよびヘルプカードの普及や理解促進の取組みに対しての財政的な支援を今後も充実されること。
2. 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
3. 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日提出。北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博

提出先は、下記のとおりです。以上です。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第11号 地域材の利用拡大推進を求める意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）



次に日程第30、意見書案第11号、『地域材の利用拡大推進を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、成澤五郎君。

## ◎ 2 番（成澤五郎）

意見書案第11号、地域材の利用拡大推進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成30年6月21日提出。提出議員、成澤五郎。賛成議員、西山和夫、笠松悦子、五十嵐捷爾、松井盛泰、木村一、吉田峰一、谷口康之、各議員です。

地域材の利用拡大推進を求める意見書

案文の朗読をもって説明致します。

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、山林に広がる豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要です。

このため、「新たな森林管理システム」の下で意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化し、木材を低コストで安定供給をするための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用拡大のための施設整備など、川上から川下までの取り組みを総合的に推進する必要があります。

また、低層公共建築物の6割以上を占める民間部門が主導する公共建築物の木造化・木質化や、「地域内エコシステム」構築による、木質バイオマス等のエネルギー利用などを進める必要があることから、政府におかれては、下記の項目を実現するよう強く要望します。

記、1. 公共建築物の木造化・内装木質化への森林環境譲与税（仮称）の活用にあたって、地方公共団体における基金化や森林地域と都市との連携による木材供給などの取組が円滑に進められるよう、情報提供や助言等を積極的に行うこと。

2. 公共建築物の整備に関する関係省庁の補助事業において、木材利用を行う施設に係る補助率のかさ上げ、基準単価の見直し、優先採択等の取組を推進すること。

3. 中高層、中大規模の木造公共建築物が都市部を含めて普及されるよう、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材に関する技術開発や人材育成に対する支援の拡充を図ること。

4. 病院や介護施設、保育園、学校等を経営する民間事業者が、施設整備にあたって木材を積極的に利用するようになることが重要であり、このため、木材が持つ調湿機能やリラックス効果、衝撃吸収性などの特性を普及するとともに、それぞれの施設における効果的で望ましい木材利用のあり方について経営者、設計者、デザイナー、施行者等が参画して検討・検証を行う取組を進めること。

5. 木材製品を安定的・効率的に供給するために、木材加工流通施設を整備するとともに、木材利用を拡大するために、発電利用や熱利用で活用できる木質バイオマス利用促進施設を整備し、木材産業の競争力強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日提出。北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博

提出先は、下記のとおりです。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。  
これから、意見書案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、11件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定致しました。

---

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第31、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮り致します。議会を代表として、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

---

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。  
これで本日の会議を閉じます。

平成30年第2回知内町議会定例会を閉会します。

どうも大変ご苦労様でした。

( 閉会 午後 4時13分 )